clover

■クレジット機能付きICキャッシュカード
■クレジット専用カード

北洋銀行Visa

規定集

会員規約をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

目　次

clover（Visa）会員規約 …… 1 ～ 43

割賦販売法第30条に定める情報提供書面 …… 44 ～ 55

附則 …… 56 ～ 58

リボ払い専用カードサービス特約 …… 59

「楽Pay」特約 …… 60 ～ 65

個人情報の取扱いに関する同意条項 …… 66 ～ 70

clover（Visa）特約　※一体型のみ …… 71 ～ 74

clover保証委託約款 …… 75 ～ 77

キャッシュカード規定（個人用） …… 78 ～ 81

ICカード特約 …… 82

デビットカードサービス規定 …… 83 ～ 87

「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」ご利用規定 …… 88 ～ 89

clover（Visa）会員規約

第1編　総則

第1章　本契約の成立

第1条（定義）

本規約において、別紙１定義集各号に掲げる語句は、本規約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

第2条（本契約の申込と成立）

１本契約は、株式会社北洋銀行（以下「当行」といいます。）が、本人会員となろうとする者による申込を承諾し、当行所定の手続を完了したときに成立するものとします。

２前項の申込は、当行所定の手続により、当行所定事項を漏れなく、かつ正確に申告して行うものとします。

３申込者は、申込に対する諾否の結果にかかわらず、申込書、申込に際して提出された書面その他の物の返還を請求することはできず、当行は、これら提出物を適宜処分することができるものとします。

第2条の2（保証の取得）

１本人会員は、ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。）、融資金、ショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づき生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、株式会社札幌北洋カードの保証を得るものとします。

２本人会員は、株式会社札幌北洋カードの保証がなされない場合、当行からカードの発行を受けられない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

３株式会社札幌北洋カードの保証を得るについて、本人会員は株式会社札幌北洋カードの定める保証委託約款をあらかじめ承諾するものとします。

４本人会員は、当行に対する債務の履行を怠った場合、株式会社札幌北洋カードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、本人会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

第3条（本契約と本規約の関係）

本規約は、本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または本規約に定めるところに従い本規約が変更された場合には、変更後の本規約が本契約の内容となります。

第4条（特約）

１当行は、一般会員、ゴールド会員などの会員区分もしくは貸与するカードに係る国際ブランドに応じて、または特定のサービスに関する事項など、本契約の内容となるべきものの一部のみに関する事項につき、特約を定めることができるものとします。

２当行が、特約を定めたときには、当該特約は、本規約と一体となって当該特約の適用対象となる会員またはサービスにつき適用されるものとします。この場合において、特約に、本規約に定めがない事項または本規約と異なる内容が定められている場合には、特約が優先して適用されるものとします。

第2章　本契約に基づく会員の地位

第1節　会員に提供されるサービス

第5条（基本サービス）

１会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てショッピングを利用することができます。

２本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）が、キャッシングサービス利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てキャッシングサービスを利用することができます。

３本人会員が、カードローン利用可能枠の設定を申し込み、当行がこれを認めたときには、会員（ただし、家族会員を除きます。）は、本規約に定めるところに従い、当行の承諾を得てカードローンを利用すること

ができます。
4 当行は、第 1 項から第 3 項までのサービスにつき、常時提供することを保証するものではありません。

第6条（付帯サービス等）
1 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。
2 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもしくは廃止することができるものとします。
3 会員が会員資格を喪失した場合または第 8 条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。
5 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。
6 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。

第2節　会員の義務
第1款　カード等の管理等
第7条（カードの貸与）
1 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを 1 枚発行し、これを会員に貸与します。
2 会員は、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。
3 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。
4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第 8 条または第 9 条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。

第8条（更新カードの発行）
カードの有効期限は、カードの表面上に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。

第9条（カードの再発行）
1 当行は、カードの盗難もしくは紛失を理由として本人会員がカードの再発行を求め、当行がこれを適当と認めた場合または毀損、滅失その他の当行が適当と認める理由に基づき本人会員がカードの再発行を希望した場合には、会員に対し、カードの再発行を行い貸与します。この場合、当行が必要と認めたときには、カード番号を変更することがあります。
2 当行が会員に貸与したカードがICカードであって会員が暗証番号の変更を求めた場合、当行は、会員に対し、暗証番号を変更したICカードの再発行を行い貸与します。
3 第 1 項または第 2 項によりカードの再発行を行う場合、当行は、本人会員に対し、当行所定のカードの再

発行手数料を請求できるものとします。
4 第1項または第2項の規定にかかわらず、カードの偽造またはカード情報の漏えいのおそれがあるときなどカード情報の管理または保護のために必要がある場合その他当行の業務上必要がある場合には、当行は、会員の申出によらずして、カード番号を変更のうえカードを再発行することがあります。

第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）

1 会員は、第8条または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。
3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
4 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。

第11条（子カード）

当行は、会員に対し、子カードを発行し、貸与する場合があります。子カードについては、その性質に反しない限度で、カード等の管理等に関する規定（第2節第1款）その他本規約のカード等に関する規定を準用します。

第12条（暗証番号）

1 会員（会員となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、入会等に先立ち、当行所定の方法によりカードの暗証番号として4桁の数字を当行に申し出るものとします。
2 会員は、暗証番号を選択するにあたっては、以下の各号のいずれかに該当するなど、他人に推知されやすい数字列を選択してはならないものとします。
⑴「0000」、「9999」などの同一数字の反復
⑵会員の生年月日、電話番号、自宅住所もしくは郵便番号、常用する自動車の登録番号または趣味など、会員の身の回りの事柄から容易に推測される番号
⑶キャッシュカード、他のクレジットカードなどの暗証番号と同一または類似の番号
3 会員は、その選択した暗証番号が前項に反しまたは反することとなったときには、当行に対して暗証番号の変更を申し出なければならないものとします。

第13条（カード等の管理）

1 会員は、他人にカード等を利用させてはならないものとし、カード等が他人に利用されることがないよう、善良なる管理者の注意をもってカード等を利用および管理しなければなりません。本人会員にあっては、家族カード等についても当該家族カード等に係る他人に利用されることのないよう同様に管理するものとします。
2 会員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。ただし、第2号については、本規約に別に定める場合または当行が明示的に許諾した場合にはこの限りでありません。
⑴他人へのカードの譲渡、担保権設定などの処分行為
⑵カードの毀損、分解などの物理的損壊行為
⑶前各号に掲げるもののほか、カードに対する当行の所有権を侵害する行為
⑷シールの貼付などによるカードの外観または形状の変更
3 会員は、貸与、寄託その他どのような方法によってもカードの占有を他人に移転してはなりません。ただし、

家族会員が当該家族会員に係る家族カードの占有を本人会員に移転することを除きます。
4 会員は、基本サービスまたは付帯サービスを受けるため所定の利用方法に従い提供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、他人にカード情報を提供しまたは他人がカード情報を利用できる状況を作出してはなりません。
5 会員は、カードの複製もしくは改ざんまたはカード上の磁気ストライプ、ICチップもしくはこれらに含まれるデータの複製、改ざんもしくは解析を行ってはならないものとします。
6 当行は、会員に対し、カード等の利用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
7 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、カード等の利用および管理に関する注意事項を会員に通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員の知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
8 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第14条（暗証番号の管理）

1 会員は、暗証番号を他人に伝え（ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。）または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。
2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載しもしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
⑴暗証番号
⑵⑴以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号
3 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。
4 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知しまたは当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。
5 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。

第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）

1 会員が貸与されたカード（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードであって、これに記載された有効期限を経過していないものを含みます。本条、第16条および第19条において同じ。）につき、盗難、紛失その他どのような事由であってもその占有を喪失したときには、会員は、以下の各号に定めるところに従い対応しなければなりません。
⑴ただちにカードの占有喪失の事実を当行所定の窓口に連絡すること。
⑵すみやかにカードの占有喪失の事実を最寄りの警察に届け出ること。
⑶当行が請求したときには、前号の届出を行ったうえで、すみやかに当行に対し、カード喪失届を提出すること。
2 前項第1号の連絡を受けた場合または会員に貸与したカードが他人に利用されたおそれがある場合には、当行は、会員のカードの利用および管理の状況を確認するためまたはカードの他人による利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は、遅滞なくこれに応ずるものとします。
3 前項に規定する場合、会員は、当行の請求により、カードの他人による利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第16条（カードの利用と本人会員の責任）

1 会員のカードが利用された場合、他人によるカード利用によるものであっても、これに係るカード等利用代金等相当額は本人会員が支払義務を負担するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、会員が、盗難、紛失など会員の意思によらずしてカードの占有を喪失し、これに起因して他人（家族会員にあっては本人会員を除きます。）がカードを利用した場合には、以下の各号がすべて満たされることを条件として、当行は、本人会員に対し、当行が第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第1項第1号の連絡を受け付けた日前60日以降の、当該連絡に係るカード等利用代金等相当額に係る支払債務（以下本条において「対象債務」といいます。）を免除します。

⑴会員が、第15条第1項各号の手続をすべて行ったこと。

⑵第15条第1項第2号の警察への届出が受理されたこと。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、本人会員の対象債務は免除されないものとします。

⑴カードの管理の状況、カードの占有喪失に至る事情その他の事情に照らし、その意思によらないカードの占有喪失につき会員の重大な過失がある場合

⑵カードの他人利用につき、会員の故意または重大な過失がある場合

⑶会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカードの占有喪失に関与し、またはカードを利用した場合

⑷第7条（カードの貸与）第2項、第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）、第13条（カード等の管理）その他本規約に定める貸与カードの利用および管理に関する会員の義務に違反している状況において、カードの占有を喪失した場合

⑸前号に掲げる場合を除き、当行が、会員に対し、カードの利用、管理または破棄に関して依頼した事項に会員が応じなかった場合

⑹会員が当行に対し、盗難、紛失などカードの占有喪失の状況もしくは被害状況の届出内容を偽りまたはその重要事項を届け出なかった場合

⑺会員が第15条第2項の調査に協力せずまたはその説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

⑻当行が第15条第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）

4 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対し、会員がカードの占有を喪失したことまたは他人がカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

⑴前項第1号または第2号に定める事由がある場合

⑵前項第6号前段または第7号前段に定める事由がある場合

⑶前項第6号後段または第7号後段に定める事由があり、これにつき会員に故意または重大な過失がある場合

第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）

1 会員は、カード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。本条から第21条までの規定において同じ。）の他人による利用のおそれまたは偽造カードの利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当行所定の窓口にその旨を連絡するものとします。

2 前項の連絡を受けた場合、カード情報が他人により利用されたおそれのある場合または偽造カードが利用されたおそれがある場合には、当行は、カード等の利用および管理の状況またはカード情報の他人による利用もしくは偽造カードの利用を防止するために当行が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当行の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

3 前項に規定するいずれかの場合、会員は、当行の請求により、カード情報の他人による利用または偽造カードの利用を防止するために必要な協力をするものとします。

第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）

1 本人会員は、会員に貸与されたカードに係るカード情報が利用された場合であっても、これが他人（ただし、家族会員にあっては本人会員を除きます。）により利用されたものであるときには、これに係るカード等利用代金等相当額につき支払義務を負わないものとします。偽造カードが他人により利用された場合も同様とします。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本人会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。

⑴会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合

⑵会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいに関与した場合

⑶第１号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員に故意または重大な過失がある場合

⑷第２号の場合を除き、カード情報の他人による利用または偽造カードの作出もしくは利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合

⑸会員が、第17条（カード情報の他人利用または偽造カードの利用のおそれが生じた場合の調査等）第２項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

⑹当行が第17条第３項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当行が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）

3 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、本人会員に対しカード情報の他人による利用または偽造カードの利用に起因して当行に生じた損害であって第１項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

⑴前項第１号または第３号の事由がある場合（ただし、会員に故意または重大な過失があるときに限ります。）

⑵第17条第２項の調査において虚偽の説明をした場合

⑶前号の場合を除き、前項第５号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

第19条（暗証番号が使用された場合の本人会員の責任）

1 カード等の利用にあたり暗証番号が使用された場合には、第16条（カードの利用と本人会員の責任）第２項または第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）第１項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。

2 前項の規定は、本人会員および使用された暗証番号に係る会員が善良なる管理者の注意をもって暗証番号を選択、使用および管理している場合には適用されないものとします。

3 第１項に規定する場合であって、会員が、その暗証番号を他人に伝えまたは故意もしくは重大な過失によりその暗証番号を他人が知ることができる状態においていたときには、当行は、本人会員に対し、他人が暗証番号を使用してカードを利用したことに起因して当行に生じた損害であって第１項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）

1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条第１項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。

2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID等」といいます。）につき、善良なる管理者の注意をもって選択（ただし、ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理しなければなりません。

3 会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第１項の規定は適用されないも

のとします。
4 会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したことに起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）

1 第13条（カード等の管理）の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。
⑴当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。
⑵カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。
2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスしまたは利用する権限があることを確認する手段（以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。）につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。

第2款　その他の義務

第22条（年会費）

1 本人会員は、当行に対し、当行所定の日に当行所定の年会費をカード等利用代金等と同様の方法で支払うものとします。
2 年会費の額および支払日は、カード送付時に本人会員に通知しまたは会員向けの当行ウェブサイトに表示する方法により会員に示されたところによるものとします。
3 支払済みの年会費は、本契約が終了した場合でも返金いたしません。また、カードの利用停止中であっても、これにより年会費の支払義務は免れないものとします。

第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）

1 本人会員は、当行に申告しまたは届け出た事項のうち次の各号（以下「届出事項」といいます。）のいずれかに誤りまたは変更があったときには、遅滞なく、当行所定の方法によりその旨およびその内容を届け出るものとします。
⑴本人会員または家族会員の氏名もしくは住所
⑵本人会員の自宅固定電話番号、携帯電話番号またはメールアドレス
⑶本人会員の職業（個人事業主の場合には、事業の種類を含みます。）または主たる収入の種類
⑷本人会員の勤務先または事業の名称、所在地（事業の場合にあってはその本拠）もしくは電話番号
2 前項の届出が遅滞し、これにより、当行の会員に対する通知（電磁的記録による場合を含みます。以下本項において同じ。）もしくは書類その他の送付物が延着しまたは到着しなかった場合には、当行は、当該通知または送付物が、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなすことができるものとします。ただし、前項の届出を行わなかったことにつき客観的にやむを得ない事由がある場合にはこの限りでありません。
3 当行は、入会時および入会後定期的にまたは必要に応じ、本人会員に対して、本人会員の国籍、在留資格および在留期間の届出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。
4 当行は前項の届出内容につき確認の必要があると認めるときには、本人会員に対して、本人会員の在留カード（有効かつ現在の住居地が記載されたものに限ります。）の提示または本人会員の在留資格および在留期間を証する文書の提出を求めることがあり、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第24条（みなし届出）

1 本人会員と当行との間でカード会員契約以外の契約がある場合において、本人会員が、届出事項の変更を本人会員と当行との間のいずれかの契約について届け出た場合には、当行は、本人会員と当行との間のす

べての契約との関係でこれを届け出たものとみなすことができるものとします。
2 当行は、適法かつ適正な方法により取得した情報に基づき届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、本人会員からの届出を待つことなく当該変更内容に係る届出があったものとして取り扱うことができるものとします。ただし、当行は届出事項の変更につき会員のために調査をする義務は負いません。

第25条（年収および職業等の申告）

1 本人会員は、割賦取引利用可能枠が定められている場合であって、その年間の収入の額または種類が変動したときには、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
2 本人会員は、当行が、本人会員の年間の収入の額もしくはその種類、勤務先または職業につき当行に対して申告するよう求めた場合には、遅滞なくこれを当行に申告するものとします。
3 本人会員は、当行が請求したときには、遅滞なく、本人会員の収入を証する書面であって当行所定のものを提出するものとします。

第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

1 当行が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところに従い取引時確認を行うときには、本人会員は、これに応ずるものとします。
2 本人会員は、当行に対して申告した本契約に基づく取引に係る取引の目的を変更する場合には、あらかじめ当行に対し、当行所定の方法で申告するものとします。
3 本人会員は、本人会員が以下のいずれかに該当する場合または該当することとなった場合には、遅滞なく、当行所定の方法により当行に届け出なければなりません。
⑴犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める現に外国政府等において重要な公的地位にある者
⑵過去に前号に該当していた者
⑶第1号または第2号に該当する者の配偶者（事実婚を含みます。以下本号において同じ。）、父母、子および兄弟姉妹ならびに配偶者の父母および子
4 会員によるショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用につき、その利用金額、頻度、利用の場所その他利用の内容または態様が、本人会員が当行に申告した職業、取引の目的、年収その他事項に照らし不自然である場合には、当行は、本人会員に対し、取引の目的、支払原資その他関連事項につき説明または資料の提出を求めることができ、本人会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1 本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。
⑴組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を仮装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。
⑵国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者（団体を含みます。）との間で取引を行うこと。
⑶外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
⑷米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。
2 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
3 当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第28条（WEBサービス等への登録）

1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、本契約の申込にあたりまたは本契約成立後遅滞なく、当行が別に定めるところに従い、WEBサービスおよびWEB明細に登録するために必要となる手続をとるよう努めるものとします。

2 本人会員は、本人会員としての資格を有する間、WEBサービスおよびWEB明細登録を維持するよう努めるものとします。

第29条（WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項）

1 会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。
2 本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。
3 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報（以下本条において「ID等」といいます。）につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
4 WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。
5 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。
6 会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。
7 WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。

第3章　家族会員

第30条（家族会員）

1 本人会員は、以下の各号の要件をすべて満たす者であって本人会員がその者によるカード等の利用を許諾しようとする者を指定し、当行に対し当行所定の方法で、家族会員とすることの承認を求めることができます。この場合、本人会員は、利用許諾の範囲または内容を限定することはできないものとします。
⑴本人会員の家族（当行所定の範囲の者に限ります。）であること。
⑵本規約に定められた会員の義務を遵守する意思および能力を有する者であること。
⑶前各号に定めるほか、当行所定の要件を満たす者であること。
2 当行が前項の指定を承認したときには、当該家族会員は、当該家族会員に係る家族カード等を用いて、本人会員と同様に、ショッピングまたはショッピングおよびキャッシングサービスを利用することができるものとします。本人会員は、当行との関係で、家族会員の利用の範囲または利用できる金額を限定することはできないものとします。
3 第1項第2文および前項の規定にかかわらず、本人会員は、第1項の承認請求の際、当行所定の方法で届け出ることにより、家族会員によるキャッシングサービスの利用を許諾しないことができるものとします。
4 第1項第2文および第2項の規定にかかわらず、本人会員は、当行に対して当行所定の方法で通知することにより、キャッシングサービスの利用を許諾された家族会員につき、その許諾を撤回することができます。この場合、当該撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。
5 当行が第1項の指定を承認した後、家族会員が第1項の要件を欠いていることが判明しまたは欠くに至った場合であっても、この事実のみによっては家族会員としての地位を喪失しないものとします。

第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

1 本人会員は、家族カード等の利用に基づくカード等利用代金等、家族カードに係る年会費および各種手数料、家族会員が利用した付帯サービスの代金および手数料ならびに本規約に定めるカード等利用代金等相当額の支払義務を負担します。
2 本人会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約の内容を周知し、

かつこれらを遵守させなければなりません。本人会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当行の損害を賠償するものとします。

第32条（家族会員によるカード利用内容の本人会員への通知）

家族会員が家族カード等を利用したときには、当行は、ご利用明細の提供その他の方法により、その利用日、利用内容、利用金額その他これに関連する事項であって当行が別に定めるものを、当該利用に係るカード等利用代金等の約定支払日のうち最初に到来するものに先立って本人会員に対し通知しまたは容易に知りうる状態に置くものとします。

第33条（家族会員の指定の撤回）

1 本人会員が家族会員の指定を撤回する場合には、当行所定の方法により当行に対してその旨を通知しなければなりません。

2 家族会員の指定の撤回は、撤回の通知が当行に到達し、当行所定の事務処理が完了した時点から将来に向かってのみ効力を有するものとします。

第34条（家族会員の死亡と届出）

家族会員が死亡したときには、本人会員は、遅滞なく、当行所定の方法により当行に対してその旨を届け出るものとします。

第35条（当行による家族会員の承認の撤回）

以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、第30条第 2 項に定める承認を将来に向かって撤回することができるものとします。

⑴家族会員が、第30条（家族会員）第 1 項の指定の時点において、第30条第 1 項各号のいずれかの要件を欠いていることが判明したこと。

⑵家族会員が、第30条第 1 項各号のいずれかの要件を欠くに至ったこと。

⑶家族会員が、本規約または特約に定める家族会員が遵守すべき事項を遵守しなかったこと。

第36条（家族会員の指定の撤回等の場合における本人会員の義務）

1 本人会員が家族会員の指定を撤回し、当行が第30条（家族会員）第 2 項の承認を撤回しまたは家族会員が死亡したとき（以下本条において、これらを総称して「家族会員の指定の撤回等」といいます。）には、本人会員は、ただちに、当該家族会員に係るすべての家族カードおよび子カードを回収のうえ、当該カードおよび子カードの磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードおよび子カードに記載および記録された情報（カード情報を含みます。）のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、本人会員に対し、当該家族会員に係る家族カードまたは子カードの返却を求めることができ、本人会員はこれに応ずるものとします。

3 家族会員が、家族カードに係るカード情報につき、第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）または第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行っている場合において、家族会員の指定の撤回等があったときには、本人会員は、ただちに登録された当該家族会員に係るカード情報をすべて削除するなど、以後登録されたカード情報の利用ができない状態を確保しなければならないものとします。

4 家族会員の指定の撤回等があった場合であっても、本人会員が第 1 項から第 3 項までの規定に基づく義務の履行を完了するまでの間に当該家族会員に係る家族カード等が用いられたときには、本人会員は、これによるカード等利用代金等またはカード等利用代金等相当額の支払義務を負担するものとします。

第2編　カード等の利用等と支払

第1章　利用可能枠等

第37条（カード利用可能枠等の設定等）

1 当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

2 当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等のすべてに共通で適用されるものとします。

3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠（以下本条において「各種利用可能枠」といいます。）を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

4 前項第１文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。

5 第１項または第２項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。

6 本条、第40条において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。

第38条（カード利用可能枠の範囲での利用）

1 会員は、以下の各号の債務の未決済残高の合計額が、カード利用可能枠を超えることとなる基本サービスおよび付帯サービスの利用は、行ってはならないものとします。

⑴ショッピング利用代金

⑵キャッシングサービスの融資金およびキャッシングサービス手数料

⑶年会費

⑷前各号に掲げるもののほか、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、ショッピング利用手数料ならびにカードローンの融資金および利息は除きます。）

2 前項各号の債務の未決済残高の合計額がカード利用可能枠を超えることとなった場合、本人会員は、当行の請求により、ただちに、当該超過した債務全額を一括して支払わなければならないものとします。

第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）

1 会員は、会員がショッピングまたは付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち、支払方式が以下の各号のいずれかであるものに係る未決済残高（ただし、分割払い・リボ払い利用可能枠超過の判定の目的に限ってはショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。

⑴第55条（支払方式の種類と内容）第４号に定める分割払い

⑵第55条第５号に定めるボーナス併用分割払い

⑶第55条第６号に定めるリボルビング払い

2 締切日の時点において、前項に規定する未決済残高の合計額が、分割払い・リボ払い利用可能枠を超過することとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額につき一括して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）

1 会員は、会員（本人会員が当行から他の対象カード等の発行を受けている場合であって、当該対象カード

等に家族会員があるときには、当該家族会員を含みます。）が、対象カード等によるショッピングまたは対象カード等に係る付帯サービスを利用したことに基づき本人会員が負担する金銭債務のうち支払方式が1回払いではないものの未決済残高（ただし、割賦取引利用可能枠超過の判定の目的に限っては、ショッピング利用手数料を含まないものとします。）の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えることとなる支払方式の指定または変更を行ってはならないものとします。

2 前項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超えるものとなった場合、本人会員は、当行の請求により、当該超過した債務全額を一括して当行に対して支払うとともに、所定のショッピング利用手数料を支払わなければならないものとします。

3 本条第1項に定める「対象カード等」とは、第37条（カード利用可能枠等の設定等）第6項に定める対象カード等をいいます。

第41条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等）

1 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

2 当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。

4 キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。

第42条（キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の範囲での利用）

1 会員は、キャッシングサービスの利用に係る融資金の未決済残高が、キャッシングサービス利用可能枠を超えることとなるキャッシングサービスの利用を行ってはならないものとします。

2 本人会員は、カードローンの利用に係る融資金の未決済残高が、カードローン利用可能枠を超えることとなるカードローンの利用を行ってはならないものとします。

第2章　ショッピング

第1節　ショッピングの利用

第43条（カード等の利用による立替払いの委託）

1 会員が、本規約に定めるところに従い、貸与されたカード等を加盟店において利用したときには、本人会員は、当行に対し、当該利用に係る以下のいずれかの金員を当該カード等を利用した会員に代わり当行が立て替えて支払うことの委託を申し込んだものとします。当該申込は、当行所定の手続により申出がなされ当行が承認した場合を除き、撤回することはできないものとします。

⑴加盟店からの商品もしくは権利の購入の代金または役務受領の対価

⑵国税、地方税、社会保険料その他これらに類する金員

2 当行は、前項に定める立替払いの委託の申込を承諾しない場合には、加盟店を通じてこれを会員に通知するものとします。加盟店において所定のショッピング利用の手続が完了しつつ、かかる通知がない場合には、当行は、立替払いの委託の申込を承諾しこれを受託したものとします。ただし、その効力は、加盟店から、第1項各号に係る金員の支払請求を当行が受けたことを条件として発生するものとし、その効力発生時期は当該支払請求を当行が受領した時点とします。

3 当行は、第1項に定める立替払いの委託の申込を承諾し、立替払いを受託したときには、これにつき、当行所定の時期に行うことができるものとし、かつ、金銭の支払に代え相殺、交互計算その他経済的に金銭の支払と同視し得る方法によって行うことができるものとします。また、当行がその加盟店との間で、加盟店との支払に係る法律上の原因をどのように定めているかを問わないものとします。

4 第１項に定める立替払いの委託に基づく支払につき、当行は、当行または国際ブランド会社と提携するカード会社、金融機関その他事業者が、直接または間接にその加盟店に対して行うことで、当行の支払に代えることができるものとします。前項の規定は、この場合に準用します。
5 本人会員は、当行に対し、第１項の委託に条件もしくは期限を定め、またはその執行時期もしくは方法を指図しもしくはこれに制限を加えることはできないものとします。

第44条（加盟店）
加盟店は、以下各号のものとします。
⑴当行または当行提携先加盟店
⑵Visa加盟店

第45条（ショッピングの利用方法）
１会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。
２前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。
⑴非接触決済の方法による利用であること。
⑵第１号の場合を除き、当行所定の加盟店（加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場）におけるショッピングの利用であること。

第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）
１第45条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
２前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

第47条（通信販売等加盟店とカード情報の登録）
１第46条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
２会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。

第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）
第45条（ショッピングの利用方法）および第46条（通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法）の規定にかかわらず、当行が適当と認める場合には、会員は、継続課金取引により発生する代金または対価につき、カード情報をあらかじめ当該継続課金取引に係る加盟店に登録することにより、当該継続課金取引につきショッピングを利用することができます。この場合、当該加盟店が当該継続課金取引により発生する代金または対価を当行に請求した時点で、カード等を利用したものとみなします。

第49条（継続課金取引の終了等）

1 会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了しまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

2 会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。

第50条（ショッピング利用時の本人確認等）

1 ショッピングの利用にあたり、当行または加盟店は、会員に対し、運転免許証その他の本人確認書類の提示を求め、または電話による本人確認その他カード等の不正利用を防止するために必要な確認を行う場合があります。この場合、会員は、当該確認に応ずるものとします。

2 当行は、カード等の不正利用を防止するため必要がある場合には、加盟店に対し、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他当行に届け出た会員の個人情報を提供し、加盟店が、これを、当該ショッピングを利用しようとする者が当該加盟店に申告しまたは届け出た情報と照合することがあり、会員は、これにあらかじめ同意します。

3 第1項の場合において、加盟店は、当行に対し、カード等の不正利用を防止するため、当該ショッピング利用に係る売買等（商品の送付先または役務の提供先の所在地および氏名もしくは名称を含みます。）または当該カード等の利用者に関する情報（過去における当該加盟店での売買等取引の有無、回数、時期その他当該売買に関する事実を含みます。）を提供することができるものとし、会員はあらかじめこれに同意します。

第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）

1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。

⑴法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの

⑵加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買い受けることを前提とする商品の購入のためのもの

⑶前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの

⑷加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨（ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。）の購入のためのもの

⑸暗号資産の購入のためのもの

⑹前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの

⑺金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの

⑻価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの

⑼不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典（付帯サービスの提供によるものを含みます。）を得ることとなるもの

⑽加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの

2 ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。

3 会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピング

の利用ができない場合があります。
⑴商品券その他の金券類の購入
⑵金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入
⑶前各号に掲げるもののほか当行が定め当行ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領
4 会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。

第52条（会員の責によらないショッピングの利用の制限）
1 以下の各号のいずれかの事由がある場合には、ショッピングの利用ができません。
⑴システムメンテナンスのため必要がある場合
⑵停電または通信障害が生じた場合
⑶前各号に掲げる場合のほかやむを得ない理由がある場合
2 ショッピングの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合には、当行はショッピングの利用を承認しないことがあります。

第2節　支払義務と支払方式
第53条（ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の支払義務）
1 会員がショッピングを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、ショッピング利用代金を支払うものとします。
2 会員がショッピングのうち支払方式が1回払い、2回払いまたはボーナス一括払い以外のものを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定める手数料率により計算されたショッピング利用手数料を支払うものとします。

第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）
1 海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用については、以下の金額をショッピング利用代金として本規約を適用します。ただし、第2号のうち、海外アクワイアラー加盟店取扱手数料の加算については、当行が別に定めた日以降適用するものとします。適用開始日は、あらかじめ、当行ウェブサイトに掲出するなどの方法で周知するものとします。
⑴海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、外貨建で利用されたものについては、外貨を邦貨に換算した金額
⑵海外アクワイアラー加盟店におけるショッピング利用のうち、邦貨建で利用されたものについては、当該邦貨建の金額に当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料を加算した金額
2 第1項第1号の外貨の邦貨への換算は、会員が利用したカード等に係る国際ブランド会社における売上処理を行った時点における銀行間外国為替レートのうち、当該国際ブランド会社が選択したレートによるものに所定の手数料を加算したレートとします。
3 第1項第2号に定める当行所定の海外アクワイアラー加盟店取扱手数料は、邦貨建利用金額に所定の割合を乗じた金額とします。
4 第1項の海外アクワイアラー加盟店とは、以下の各号のいずれかの者と加盟店契約を締結している者をいいます。
⑴国際ブランド会社から、専ら日本国外において、当該国際ブランドを付したカードに係る加盟店契約を締結することを許諾された者
⑵前号の者から直接または間接に加盟店契約の締結を許諾され、当該資格に基づいて、加盟店との間で契約を締結している者

第55条（支払方式の種類と内容）
ショッピング利用代金の支払は、以下のいずれかの方式によるものとします。

⑴	１回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。
⑵	ボーナス一括払い	カード利用の日の別に応じて、次の約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払う方式をいいます。ただし、加盟店によりボーナス一括払いの取扱期間が異なることがあります。 ①カード利用の日が12月16日から翌年６月15日までの場合、当該期間後最初に到来する８月の約定支払日 ②カード利用の日が７月16日から11月15日までの場合、当該期間後最初に到来する１月の約定支払日
⑶	２回払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、その翌月の約定支払日に残額を支払う方式をいいます。
⑷	分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第１回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を均等に分割して支払う方式をいいます。
⑸	ボーナス併用分割払い	カード利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日を第１回として、それ以降毎月の約定支払日に指定された支払回数に達するまで、当該ショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額を分割して支払う方式であって、当該合計額から、ボーナス月に加算する額（以下「ボーナス月加算額」といいます。）の合計額を控除した金額を各回均等に分割して支払い、ボーナス月の約定支払日には、これにボーナス月加算額を加算した額を支払う方式をいいます。ボーナス月は、毎年１月および８月とします。
⑹	リボルビング払い	締切日におけるショッピングリボ残高を基礎として、あらかじめ定められた方法により算出される金額を支払う方式をいいます。

第56条（分割払いおよびボーナス併用分割払いの支払回数ならびにボーナス月加算額）

１第55条第４号および第５号に定める支払回数は、３、５、６、10、12、15、18、20または24回とします。

２第55条第５号に定めるボーナス月加算額は、以下の条件をすべて満たす金額であって、当行が指定する額とします。

⑴ボーナス月加算額の合計額が、当該支払方式に係るショッピング利用代金の概ね50％相当額であること。

⑵ボーナス月加算額は、１千円単位で定められた額であること。

⑶各回のボーナス月加算額が均等額であること。

第57条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）

第55条第６号に定めるリボルビング払いは、元利型残高スライド方式によるものとし、別表１の支払コースのうち一般コースが適用されるものとします。

第58条（リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

１本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。

⑴元利型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表１に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。

⑵元金型残高スライド方式に変更しまたはその支払コースを別表１に掲げられたいずれかの支払コースに変更すること。

⑶元利型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
⑷元金型定額方式に変更しまたはその支払コースを変更すること。
⑸ボーナス併用リボルビング払いに変更しまたはその平月における支払額の算定方法、支払額、ボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

2 支払額の算定方法を変更した場合、変更後の支払額の算定方法は、ショッピングの利用の時期にかかわらず、変更時以降に存在するショッピングリボ残高全額に対して適用されるものとします。

第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）

1 本人会員は、ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法を変更する場合には、変更内容に応じ、それぞれ下記の表の選択可能支払コースの欄に記載された支払コースから選択するものとします。

変更内容	選択可能支払コース
元利型残高スライド方式への変更	別表１の支払コース
元利型残高スライド方式の支払コースの変更	
元金型残高スライド方式への変更	
元金型残高スライド方式の支払コースの変更	
元利型定額方式への変更	１千円以上10万円以下で１千円単位の金額 ただし、変更時のショッピングリボ残高に照らし、ショッピング利用手数料のみの支払となる変更はできません。 また、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法により、変更できる金額の上限が異なる場合があります。
元利型定額方式の支払コースの変更	
元金型定額方式への変更	
元金型定額方式の支払コースの変更	

2 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する場合またはボーナス併用リボルビング払いのボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。
⑴ボーナス月
夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては７月または８月、冬期にあっては12月または１月のいずれか
⑵ボーナス月加算額
１万円以上１万円単位

3 ショッピングに係るリボルビング払いの支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いの場合に、平月における支払額の算定方法またはその支払コースを変更するときには、その時点での平月における支払額の算定方法の別に応じて第１項を準用します。

第60条（支払方式の指定）

1 会員は、ショッピング利用の時に、当行所定の方法により、以下の各号の事項を指定するものとします。ただし、加盟店によりまたは会員が購入する商品もしくは権利もしくは提供を受ける役務により、指定できるものが限られる場合があります。
⑴第55条（支払方式の種類および内容）に定めるいずれかの支払方式の別
⑵指定する支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いである場合には支払回数

2 日本国外にある加盟店におけるショッピング利用の場合には１回払い以外の支払方式を指定することはできないものとします。

3 会員が、ショッピング利用時点において支払方式を指定しなかったときには、１回払いを指定したものとみなします。

第61条（指定された支払方式の変更）

1 第60条により指定された支払方式が、1回払い（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）またはボーナス一括払いである場合、本人会員は、当行所定の日までに当行所定の方法で申し出て、当行の承諾を得ることにより、その支払方式を分割払いまたはリボルビング払いに変更することができます。

2 前項の規定により支払方式が変更された場合には、ショッピング利用日に変更された支払方式によるショッピング利用がなされたものとみなします。

3 変更の回数その他の事情に照らし当行の事務処理上やむを得ない事由がある場合には、当行は本人会員に通知し、以後、支払方式の変更の申込を制限することができるものとします。この場合、当該本人会員は、当該通知されたところに従わなければならないものとします。

4 システム保守のためその他の合理的な理由がある場合には、当行は第1項に定める申出の受付けを停止することができるものとします。

5 本条に定める支払方式の変更に関する手続その他の事項は、当行が別に定めるところによるものとします。

第3節　ショッピング利用手数料

第62条（手数料率）

1 ショッピング（ただし、支払方式が1回払い、2回払い、ボーナス一括払いの場合を除きます。）の利用により本人会員が負担すべきショッピング利用手数料は、別表2の手数料率表に定める手数料率により、本規約に定めるところに従い計算した額とします。

2 手数料率は、支払方式が分割払いおよびボーナス併用分割払いであるショッピングの場合には、当該ショッピングの支払方式および支払回数別にショッピング利用代金100円あたりの手数料額として定めるものとし、リボルビング払いの場合には、実質年率で定めるものとします。

第63条（手数料率の変更）

1 第126条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知しまたは容易に知りうる状態に置くことにより、第62条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

2 前項により変更した後の手数料率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、変更に係る支払方式を指定しまたは当該支払方式に変更したショッピングの利用に適用されます。

3 前項の規定にかかわらず、会員が指定しまたは変更した支払方式がリボルビング払いの場合には、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、ショッピングリボ残高全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。この場合のショッピングリボ残高には、ショッピング利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第64条（分割払いまたはボーナス併用分割払いのショッピング利用手数料の計算方法）

支払方式が分割払いまたはボーナス併用分割払いの場合における、ショッピング利用手数料は、ショッピング利用ごとに計算するものとし、ショッピング利用ごとの手数料の総額は、以下の計算式によって定まるものとします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

●ショッピング利用代金×100円あたりの手数料額÷100

第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）

1 リボルビング払いのショッピング利用手数料は、ショッピングリボ残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定ショッピングリボ残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

2 前項の「所定ショッピングリボ残高」とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。

3 リボルビング払いの場合、カード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング

利用手数料は生じないものとします。

第4節　支払日と支払額等

第66条（1回払い）

会員が、ショッピングの支払方式として1回払いを指定した場合（第60条第2項または第3項の規定による場合を含みます。）には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第67条（ボーナス一括払い）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス一括払いを指定した場合には、本人会員は、第55条第2号に定めるところにより、当該ショッピングの利用の日に応じて定まる約定支払日に、当該ショッピング利用代金全額を支払うものとします。

第68条（2回払い）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い2回払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ショッピング利用代金の半額を支払い、当該約定支払日の後に最初に到来する約定支払日に、残額を支払うものとします。

2 前項の計算により1円未満の端数が出る場合には、初回の支払額につき当該端数を切り上げ、2回目の支払額につき当該端数を切り捨てるものとします。

第69条（分割払い）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従い分割払いを指定しまたは第61条の規定に従い支払方式を分割払いに変更した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に以下の計算式で定まる金額を支払い、以後毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項または第61条に従い指定した支払回数に達するまで、当該金額を支払うものとします。

●当該ショッピング利用代金全額÷指定された支払回数＋当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数

2 前項の計算により、ショッピング利用代金全額またはこれに対するショッピング利用手数料総額を指定された支払回数で除した金額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

●当該ショッピング利用代金全額+これに対するショッピング利用手数料総額－端数切捨後の各回の支払額×支払回数

第70条（ボーナス併用分割払い）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いボーナス併用分割払いを指定した場合には、本人会員は、当該ショッピングの利用の日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日および当該日以降毎月の約定支払日に、会員が第60条第1項に従い指定した支払回数に達するまで、以下の金額を支払うものとします。

⑴当該約定支払日が平月である場合には、以下の計算式で定まる金額

●（当該ショッピング利用代金全額－ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）÷指定された支払回数＋当該ショッピング利用代金全額に対するショッピング利用手数料総額÷指定された支払回数

⑵当該約定支払日がボーナス月である場合には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額

2 前項第1号の計算により、各回の支払額に1円未満の端数が出る場合には、当該端数を切り捨てて各回の支払額を計算したうえで、以下の金額を初回の支払額に加算します。

●当該ショッピング利用代金全額＋これに対するショッピング利用手数料総額－（端数切捨後の各回の支払額×支払回数＋ボーナス月加算額×ボーナス月の回数）

第71条（リボルビング払い（元利型残高スライド方式）の支払額）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型残高スライド方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第57条（リボルビング払いの支払額の原則的な算定方法）または第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第72条（リボルビング払い（元金型残高スライド方式）の支払額）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型残高スライド方式であるときには、約定支払日において支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に従い別表1の支払コースのうちから定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される支払元金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第73条（リボルビング払い（元利型定額方式）の支払額）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元利型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額とします。当該金額には第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料が含まれるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が前項により決定される金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第74条（リボルビング払い（元金型定額方式）の支払額）

会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法が元金型定額方式であるときには、約定支払日に支払う金額は、第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第1項の規定に基づき定まる支払金額に、第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）に定めるショッピング利用手数料を加算した金額とします。

第75条（ボーナス併用リボルビング払いの支払額）

1 会員が、ショッピングの支払方式として第60条第1項の規定に従いリボルビング払いを指定しまたは第61条の規定に従いその支払方式をリボルビング払いに変更した場合であって、その支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日には、平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項に従い指定されたボーナス月加算額を加算した金額を支払うものとします。

2 前項に定める平月における支払額は、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更する時点における当該算定方法に応じて、第71条から第74条までの規定に従い定まる金額とします。ただし、ショッピング利用代金の支払額の算定方法をボーナス併用リボルビング払いに変更したのち、第59条第3項により準用される第59条第1項の規定により平月における支払額の算定方法または支払コースを変更した場合には、当該変更後の算定方法および支払コースに応じて第71条から第74条までの規定により定まる金額とします。

3 第１項の規定にかかわらず、第76条で定まるショッピング利用手数料の額が第１項により決定される平月またはボーナス月に支払う金額を超える場合には、本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第76条（約定支払日に支払うリボルビング払いのショッピング利用手数料）

第71条から第75条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の２か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算）に従い定まるショッピング利用手数料額とします。

第77条（ショッピングリボ残高および手数料が算定額を下回る場合の取扱い）

第71条から第75条までに定める約定支払日に係る締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額が、第71条から第75条までの規定により算定された金額を下回る場合には、本人会員は、第71条から第75条までの規定にかかわらず、当該締切日におけるショッピングリボ残高および第76条に定めるショッピング利用手数料の合計額を支払うものとします。

第78条（リボルビング払いの臨時加算支払）

１本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、１万円単位で増額することができるものとします。

２前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知します。

第5節　ショッピングに関する雑則

第79条（加盟店との紛議）

会員がショッピングを利用した場合において、当該ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売もしくは役務の提供またはこれらに係る契約につき加盟店との間で紛議があるときには、会員と加盟店とにおいてこれを解決するものとします。

第80条（支払停止の抗弁）

１会員が利用したショッピングの支払方式が１回払い以外のものである場合であって、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供につき加盟店に対して生じた事由があるときには、本人会員は、割賦販売法の定めるところに従い同法の定める範囲で、当該事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利または役務に係るショッピング利用代金およびこれに対するショッピング利用手数料について、支払を停止することができます。ただし、加盟店に対して生じた事由が存在する場合でも、支払の停止が信義誠実の原則に反する場合には、支払の停止が認められない場合があります。

２本人会員は、前項の定めるところにより支払を停止するときには、その旨を当行に申し出るものとします。この場合、本人会員は、すみやかに、書面により、加盟店に対して生じた支払停止の原因となる事由およびこれに関連する資料がある場合には当該資料を当行に提出するよう努めるものとします。

３本人会員が第１項に定めるところにより支払を停止する場合であって、当行が第１項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

４割賦販売法上、第１項の加盟店に対して生じた事由としては、例えば、ショッピングの利用に係る商品もしくは権利の販売または役務の提供に関する以下の各号に掲げるものがあります。

⑴商品の引渡し、権利の移転または役務の提供が履行されないこと。

⑵引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであること。

⑶売買契約または役務提供契約が無効であり、取り消されまたは解除されたこと。

５割賦販売法上、例えば以下の各号の場合などは、第１項の支払を停止できる場合には含まれておりません。また、割賦販売法第30条の４第１項（同法第30条の５第１項により準用される場合を含みます。）の規定は、

一般に、支払済みの金員の返還請求を認めるものではないと解されていることにご留意ください。
⑴1回払いを除くショッピングの利用のうち、支払方式がリボルビング払い以外の場合には、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額が4万円に満たない場合
⑵支払方式がリボルビング払いであるショッピングの利用であって、加盟店に対して生じた事由のある商品もしくは権利の販売または役務の提供に係る現金販売価格または現金提供価格が3万8千円に満たない場合
⑶加盟店に対して生じた事由が権利の販売に関するものであり、当該権利が割賦販売法に定める指定権利に該当しない場合
⑷加盟店に対して生じた事由のある売買契約または役務提供契約が、会員にとって営業としてまたは営業のために行われたものである場合（ただし、業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する場合を除きます。）
⑸ショッピングの利用が日本国外で行われた場合
⑹不動産の販売に係る契約につき行われたショッピングの利用である場合

第3章　キャッシングサービスおよびカードローン

第1節　キャッシングサービス・カードローンの利用

第81条（金銭消費貸借契約の成立）

1 会員が、貸与を受けたカード等を、本規約に定めるところに従いキャッシングサービスまたはカードローンを受けるために利用し、当行がこれを承諾して、本規約に定めるところに従い資金を交付したときには、これにより本人会員は、当行との間で、金銭消費貸借契約を締結したものとします。
2 当行は、会員がキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠の設定を受けている場合であっても、前項の承諾をなす義務および資金を交付する義務を負うものではありません。

第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）

1 会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。
⑴当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機（以下「ATM等」といいます。）にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等を操作する方法
⑵当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法
2 当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等を操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。

第83条（当行所定のATM等）

当行所定のATM等は、当行または当行が提携する金融機関が設置したもののほか、Visaが提携する日本国外の金融機関その他事業者が設置したものとします。ただし、カードローンの場合には、日本国外にあるATM等は含まれないものとします。

第84条（交付資金およびその金額）

1 日本国内でキャッシングサービスを利用し、またはカードローンを利用する場合における交付資金は、邦貨によるものとし、その金額は、1万円以上とし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。
2 日本国外でキャッシングサービスを利用する場合における交付資金は、利用をする国または地域の現地通貨によるものとし、その単位は、利用するATM等を設置した事業者が定めるところによります。

第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）

1 会員は、以下の各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用は行ってはならないものとします。

⑴事業のために行うもの

⑵キャッシングサービスまたはカードローンの利用地と返済地、利用と返済の時間的間隔その他の事情に照らし、実質的に送金として行われるもの

2 キャッシングサービスもしくはカードローンの利用が前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第86条（キャッシングサービス・カードローンの利用が制限される場合）

1 キャッシングサービスおよびカードローンは、第82条（キャッシングサービス・カードローンの利用方法）第1項第1号の方法による場合には、当行またはATM等を設置した事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で、同項第2号の方法による場合には、当行が定める時間内に限り、利用することができるものとします。

2 当行またはATM等を設置した事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用ができない場合があります。

3 日本国外におけるキャッシングサービスは、利用しようとする場所における法令または利用しようとするATM等を設置した事業者に対して適用される規則等により、利用時間もしくは利用金額が限定されまたは利用ができない場合があります。

4 キャッシングサービスまたはカードローンの利用が当該利用に係るカード等に係る会員の意思に基づかないおそれがある場合その他やむを得ない事由がある場合には、当行はキャッシングサービスまたはカードローンの利用を承認しないことがあります。

第2節　元利金支払義務および返済方式

第87条（元利金支払義務）

会員がキャッシングサービスを利用しまたは本人会員がカードローンを利用したときには、本人会員は、当行に対し、本規約に定めるところに従い、融資金を返済するとともに、本規約に定めるキャッシングサービス手数料またはカードローンの利息を支払うものとします。

第88条（日本国外でのキャッシングサービスの利用）

1 会員が、日本国外でキャッシングサービスを利用した場合には、これにより会員に交付された外貨建資金を邦貨へ換算した額を融資金として、本規約の各条項を適用します。

2 前項に定める外貨建資金の邦貨への換算については、第54条（海外アクワイアラー加盟店でのショッピング利用とショッピング利用代金等）第2項を準用します。ただし、所定の手数料は加算されません。

第89条（キャッシングサービスの返済方式）

キャッシングサービスの返済方式は、1回払いとします。

第90条（カードローンの原則的返済方式およびその返済額の算定方法）

1 カードローンの返済方式は原則として毎月元金定額返済とし、各約定支払日に、本契約に定めるところに従い定まる元金返済額に第97条（カードローンの利息計算方法）に従い計算される利息を加算して支払うものとします。

2 カードローンの元金返済額は、当行所定の日におけるカードローン利用可能枠に応じて定まるものとします。

第91条（カードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更）

1 本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、カードローンの返済方式またはその返済額の算定方法を、以下のとおり変更することができるものとします。

⑴毎月元金定額返済の以降の約定支払日における元金返済額を変更すること。

⑵毎月元金定額返済につき、ボーナス月加算毎月元金定額返済に変更すること。

⑶ボーナス月加算毎月元金定額返済の場合の、平月における元金返済額、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。

⑷ボーナス月加算毎月元金定額返済につき、毎月元金定額返済に変更すること。

2 返済方式または返済額の算定方法を変更した場合、変更後のものは、変更時以降、利用日が変更の前であるか否かを問わず、カードローン融資金残高全額に対して適用されるものとします。

第92条（返済方式または返済額の算定方法の変更時に定めるべき事項）

1 第91条第1項第1号または第3号のうち平月における元金返済額を変更する場合には、本人会員は、約定支払日に返済する元金額として、1千円単位で、カードローン利用可能枠に応じて当行が定める最低返済額以上の金額を指定するものとします。

2 カードローンの返済方式をボーナス月加算毎月元金定額返済に変更する場合またはボーナス月加算毎月元金定額返済のボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更する場合には、本人会員は、ボーナス月およびボーナス月加算額につき、次に掲げる範囲から指定するものとします。ただし、ボーナス月加算額は、夏期冬期を通じ均一額でなければなりません。

⑴ボーナス月

夏期および冬期からそれぞれ指定するものとし、夏期にあっては7月または8月、冬期にあっては12月または1月のいずれか

⑵ボーナス月加算額

1千円以上1千円単位

第93条（キャッシングサービスからカードローンへの変更）

1 会員が、キャッシングサービスを利用した場合（日本国外での利用は除きます。）、カードローン利用可能枠の設定を受けている本人会員は、当行が別に定める期日までに当行所定の方法で申し出ることにより、当該キャッシングサービスの融資金をカードローンの融資金に変更することができます。

2 前項の規定にかかわらず、当行は、会員のショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用状況、本人会員の信用状態その他の事情を考慮し、カードローンの利用による融資金への変更をお断りすることができるものとします。

3 第1項に従いカードローンの融資金に変更した場合、第1項の申出日より前はキャッシングサービスの利用として取り扱い、当該申出日以降は、当該申出日にカードローンが利用されたものとして取り扱います。

第3節　手数料または利息および費用

第94条（利率）

1 キャッシングサービス手数料の利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

⑴	一般会員	年14.95%
⑵	ゴールド会員	年14.95%

2 カードローンの利率は、会員区分に応じて以下の割合とします。

⑴	一般会員	年14.95%
⑵	ゴールド会員	年14.95%

第95条（利率の変更）

1 第126条（本規約等の変更）の規定による場合のほか、経済情勢または金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、当行は、本人会員に通知することにより、第94条に定める利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

2 前項により変更した後の利率は、変更に係る通知等に定められた効力発生日以降、融資金残高全額に対して適用されるものとします。この場合の残高には、キャッシングサービスまたはカードローンの利用日が当該効力発生日より前のものも含まれます。

第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）

1 キャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用日の翌日から返済日まで発生します。

2 前項に定めるキャッシングサービス手数料は、キャッシングサービスの利用による個別の融資実行ごとに以下の計算式によって定まる額とします。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとします。

●キャッシングサービスによる融資金×利率×利用日の翌日から返済すべき日までの日数÷365

第97条（カードローンの利息計算方法）

1 カードローンの利息は、カードローンの利用日の翌日からその最終返済日まで発生します。

2 前項に定める利息の計算は、締切日翌日から翌月締切日までの期間単位で区切って行うものとし、当該期間中、日々以下の計算式によって定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定カードローン残高×利率÷365

3 前項の所定カードローン残高とは、カードローン融資金残高のうち返済を遅滞していないものであって、その日の最終の残高をいいます。カードローン融資金は、利用日の翌日から所定カードローン残高に組み入れられるものとします。

第98条（ATM利用手数料）

会員がATM等を利用する方法により、日本国内でキャッシングサービスを利用した場合またはカードローンを利用した場合には、本人会員は、当行に対し、別表3に定めるATM利用手数料を負担するものとします。

第4節　返済日と返済額等

第99条（キャッシングサービスの返済額）

会員が、キャッシングサービスを利用したときには、本人会員は、当該キャッシングサービス利用日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該キャッシングサービスの融資金全額とこれに対する第96条（キャッシングサービス手数料の計算方法）に従い定まるキャッシングサービス手数料の合計額全額を支払うものとします。

第100条（毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）

1 本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、カードローンの返済方式が毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号により定まる元金の返済額に所定利息を加算して支払うものとします。

⑴当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、約定支払日に返済する元金額としてあらかじめ定められた金額（以下本条および第101条において「カードローン返済元金」といいます。）以上である場合には、カードローン返済元金

⑵当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高

2 前項の「所定利息」とは、約定支払日の2か月前の締切日の翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの期間に係る、第97条の規定に従い定まる利息をいいます。

第101条（ボーナス月加算毎月元金定額返済であるカードローンの返済額）
本人会員が、カードローンを利用しまたは第93条の規定に従いキャッシングサービスをカードローンに変更した場合において、その返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済であるときには、本人会員は、約定支払日に、以下の各号に定める金額を支払うものとします。
⑴平月には、第100条の規定により算定された金額
⑵ボーナス月には、前号の金額にボーナス月加算額を加算した金額
⑶第１号または第２号の規定にかかわらず、約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高が、カードローン返済元金未満である場合には、当該カードローン融資金残高に第100条第２項に定める所定利息を加算した金額

第102条（カードローンの臨時加算返済）
１本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの返済額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、１千円単位で増額することができるものとします。
２本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、カードローンの元利金の返済として次回約定支払日に支払うべき金額を、カードローン融資金残高全額およびこれに対する次回約定支払日前日までの利息の合計額に変更することができるものとします。ただし、残高は、当該申込時点までに当行において売上処理が完了している範囲に限ります。
３前項の申込を承諾する場合には、当行は、本人会員に対し、第106条または第107条に従いWEB明細またはご利用明細書により、口座振替を行う日および当該日において支払うべき金額を通知するものとします。

第103条（ATM利用手数料の支払）
本人会員は、会員が、ATM利用手数料が発生することとなるATM等の利用を行った後直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日に、当該ATM利用手数料を支払うものとします。

第4章　支払

第1節　締切日および約定支払日

第104条（締切日および約定支払日）
１締切日は毎月15日とし、約定支払日は毎月10日とします。
２前項の規定にかかわらず、10日が当行休業日である場合には、当該月の約定支払日は翌営業日とします。

第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）
１事務処理の都合により、締切日が利用日以降到来する直近の15日より後の月の15日となる場合があります。
２前項の場合、第66条（１回払い）の約定支払日または第68条（２回払い）から第70条（ボーナス併用分割払い）までに定める第１回目の約定支払日は、前項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
３第１項の場合、第67条（ボーナス一括払い）の約定支払日は、同条に定める約定支払日より後の約定支払日となる場合があります。
４第１項の場合、第65条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法）第２項および第３項に定める締切日は、第１項により後倒しされた締切日を意味するものとします。
５第１項の場合、第99条（キャッシングサービスの返済額）および第103条（ATM利用手数料の支払）の約定支払日は、第１項により後倒しされた締切日の後最初に到来する月の10日とします。
６第104条第２項の規定は、第２項および前項の場合に準用します。

第2節　約定支払日における支払

第106条（ご利用明細の提供等）
１当行は、WEB明細登録を行った本人会員に対し、約定支払日に先立ち、WEB明細により、第２編第２章第４節（支払日と支払額等）および同編第３章第４節（返済日と返済額等）の規定により定まる額その他

直近の約定支払日において支払うべき金額（以下「約定支払額」といいます。）、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンの利用明細その他関連事項を、電磁的記録の提供の方法によって提供します。この場合、当行は、第107条に定める場合を除き、ご利用明細書の送付を行わないものとします。

2 前項のWEB明細は、概ね約定支払日の前月25日までにWEBサービスで用いる会員専用サイトに掲出する方法で提供するものとします。

3 第１項のWEB明細のファイルへの記録の方式その他の利用環境は、当行が別に定めるところによるものとします。

4 当行は、本人会員に対してWEB明細を提供し、本人会員が閲覧できる状態に置くことにより、その時点で約定支払額の通知を行ったものとみなします。

5 当行がWEB明細を提供した場合には、本人会員は、遅滞なくその内容を確認し、その内容に疑義があるときには、すみやかに当行に対してその旨を申し出るものとします。

第107条（ご利用明細書の発行と発行手数料）

1 当行は、当行所定の日時点において、以下の各号のご利用明細書発行事由欄に定められた事由があるときには、その後、当行所定の日時点に当該各号のご利用明細書発行停止事由欄に定められた事由が存在するに至るまで、WEB明細の提供に代えまたはこれとともにご利用明細書を、約定支払日に先立ち、本人会員に宛てて本人会員の届出住所に送付するものとします。ただし、年会費のみの請求である場合には、当行は、ご利用明細書の発行および送付を行わないことができるものとします。

	ご利用明細書発行事由	ご利用明細書発行停止事由
⑴	第28条に定めるWEBサービスおよびWEB明細の登録が完了していないこと。	左欄の事由が解消したこと。
⑵	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を希望する旨の申出がなされたこと。	当行所定の方法により、本人会員から、ご利用明細書の発行を要しない旨の申出がなされたこと。
⑶	前各号の場合を除き、当行の業務上、ご利用明細書の発行が必要であること。	左欄の事由が解消したこと。

2 本人会員は、当行が、前項第１号または第２号に定めるところにより本人会員に宛ててご利用明細書を送付したときには、当行に対し、ご利用明細書の発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が別に定める額を支払うものとします。ただし、当行が別に定める場合にはこの限りでありません。

3 発行手数料は、当該発行手数料に係るご利用明細書で請求するショッピング利用代金の約定支払日に、当該代金と合算して支払うものとします。

4 第106条第５項の規定は、本人会員に宛ててご利用明細書が送達された場合に準用します。

第108条（口座振替による支払）

1 本人会員は、約定支払額につき、約定支払日に、支払口座から、口座振替の方法により支払うものとします。本人会員は、約定支払額の一部のみを口座振替の方法により支払うことができないことにつき異議ないものとします。

2 本人会員となろうとする者は、本契約の申込にあたり、前項に定める口座振替のために必要となる口座振替依頼書を作成のうえ当行に対して提出しまたはこれに代わる当行所定の手続がある場合には当該手続をとるものとします。本人会員が支払口座を変更しようとする場合にも同様とします。

3 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行に開設された預金口座であって本人会員名義であるもの以外の預金口座を支払口座として指定してはならないものとします。

第109条（再振替）

支払口座の残高不足その他の事由により、約定支払日に約定支払額の支払ができない場合、当行は、約定支

払日後においても約定支払額全額または一部につき口座振替ができるものとします。

第110条（口座振替によらない支払）

1 第108条第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかの事由がある場合には、口座振替による支払を行うことはできません。

⑴本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失した場合であって、当行が口座振替を停止したとき。

⑵前各号に掲げるもののほか、当行が必要と認め本人会員に通知したとき。

2 前項第 1 号の場合には、当行が別途指定する預金口座への振込の方法により支払うものとします。

3 第 1 項第 2 号の場合には、本人会員は、当行が別に通知するところに従い支払うものとします。

第3節　履行期に遅れた支払

第111条（遅延損害金）

1 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、その約定支払日における支払を遅滞した場合（ただし、期限の利益を喪失したときを除きます。）には、本人会員は、当行に対し、約定支払日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
⑴	ショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ。）およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	支払を遅滞した、ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365
⑵	ショッピング利用代金	2 回払い、ボーナス一括払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
⑶	ショッピング利用代金	1 回払い、リボルビング払い	支払を遅滞したショッピング利用代金×年14.56%÷365
⑷	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		支払を遅滞した融資金×年14.56%÷365
⑸	第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、第 3 号の場合におけるショッピング利用手数料、第 4 号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。）であって当行が別に定めるもの		支払を遅滞した金額×年14.56%÷365

2 本人会員が、本契約に定めるところにより当行に対して負担する金銭債務について、期限の利益を喪失した場合には、本人会員は、当行に対し、期限の利益喪失日の翌日から支払済みに至るまで、当該期間中の 1 日につき、次に定める遅延損害金を支払うものとします。

	金銭債務の種類	金銭債務の支払方式の別	遅延損害金
⑴	ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料	分割払い、ボーナス併用分割払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金およびショッピング利用手数料の合計額×所定遅延損害金率÷365

(2)	ショッピング利用代金	2回払い、ボーナス一括払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×所定遅延損害金率÷365
(3)	ショッピング利用代金	1回払い、リボルビング払い	期限の利益を喪失したショッピング利用代金×年14.56％÷365
(4)	キャッシングサービスおよびカードローン融資金		期限の利益を喪失した融資金×年14.56％÷365
(5)	第1号から第4号までのいずれにも該当しない金銭債務（ただし、第3号の場合におけるショッピング利用手数料、第4号の場合におけるキャッシングサービス手数料および利息ならびに遅延損害金を除きます。）であって当行が別に定めるもの		期限の利益を喪失した金額×年14.56％÷365

3 第1項および第2項に定める「所定遅延損害金率」とは、最初に遅滞した時点における法定利率（％）×365÷366（小数点3位以下切捨て）を指すものとし、支払を遅滞している期間中に法定利率が変動した場合であっても変更されないものとします。

第4節　約定支払日前の支払

第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）

1 本人会員は、あらかじめ当行所定の方法により当行に通知し、当行の承認を得ることにより、本規約に定めるところに従い、基本サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務につき、期限の利益を放棄して、約定支払日に先立ち弁済することができるものとします。この場合の弁済方法は、支払口座からの口座振替による方法とします。

2 本人会員は、当行に対し、前項の通知時に、本規約に定めるところに従い、約定支払日前の弁済を予定する金銭債務の種類および範囲ならびに弁済日を指定するものとし、当行は、本人会員に対し、当該指定に従い、弁済日、当該弁済日において支払うべき金額および預金口座を通知します。

3 本人会員は、約定支払日より前に弁済をする場合には、前項により当行が通知したところに従い、当行が通知した預金口座に通知した弁済日に入金となるよう振込手続をとるものとします。

第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）

1 第112条第2項により本人会員が指定することができる金銭債務の範囲は、以下の表に記載された債務であって、当行に売上票が到達し売上処理が完了しているものとします。

	金銭債務の種類等	指定可能範囲
(1)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式が分割払いであるもの	ショッピングの売上票を単位とする1個の利用に係るショッピング利用代金全額およびこれに対するショッピング利用手数料の合計額全額
(2)	ショッピング利用に基づき負担する金銭債務のうち、支払方式がリボルビング払いであるもの	ショッピングリボ残高およびリボルビング払いに係るショッピング利用手数料の合計額の範囲で1円以上の任意の額
(3)	キャッシングサービス利用に基づき負担する金銭債務	キャッシングサービスに係る融資金残高およびキャッシングサービス手数料の合計額全額

⑷	カードローン利用に基づき負担する金銭債務	カードローン融資金残高およびカードローンに係る利息の合計額の範囲で１円以上の任意の額

２ 前項第１号および第２号に定めるショッピング利用手数料、同項第３号に定めるキャッシングサービス手数料ならびに同項第４号に定めるカードローンの利息は、それぞれ、第112条第２項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものとします。
３ 第１項第１号のショッピング利用手数料であって第112条第２項に従い当行が通知した弁済日の前日までのものは、78分法またはこれに準ずる当行所定の計算方法により算出するものとします。
４ 第１項第２号に定めるショッピング利用手数料は第65条の規定を、第１項第３号に定めるキャッシングサービス手数料は第96条の規定を、第１項第４号に定めるカードローンの利息は第97条の規定を、それぞれ準用して計算するものとします。

第114条（第112条によらずになされた支払）

１ 本人会員が、第112条第１項に定めるところに従い当行に通知をせずもしくは当行の承認を得ることなくまたは同条第３項に反して支払をなした場合には、当行は、本人会員に通知することなく、以下の各号に定める処理をすることができるものとします。
⑴当行所定の日において、本人会員が当行に対し、本人会員と当行との契約（本契約以外の契約も含みます。）に基づき金銭債務を負担している場合には、当該所定日に当該金銭債務への弁済がなされたものとみなして取り扱うこと。
⑵前号以外の場合には、支払口座への振込その他の相当な方法で返金すること。
２ 前項に規定する場合、本人会員の支払日から前項第１号の当行所定日までまたは前項第２号の返金日までの間、当行は支払われた金銭につき、利息を付さないものとします。
３ 本人会員は、第１項第２号に定める返金に要する費用を負担するものとし、当行は、本人会員に対して通知することなく、返金に要する費用を控除した残額を返金することができるものとします。

第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）

１ 第112条から第114条までの規定にかかわらず、本人会員は、当行が指定する日本国内のATMを利用して、当行において売上処理が完了しているショッピングリボ残高またはカードローン融資金残高の一部につき、期限の利益を放棄して約定支払日前の弁済をすることができるものとします。
２ 前項の場合、弁済できる金額は、１千円以上１千円単位（ただし、利用するATMによっては、１万円以上１万円単位）に限られるものとします。
３ 第１項のATMの利用は、当行またはATM設置事業者が定める時間内に限り、かつその定める範囲で利用することができるものとします。また、当行またはATM設置事業者においてシステムメンテナンスのため必要がある場合、停電または通信障害などが生じた場合その他やむを得ない理由がある場合には、ATMを利用した弁済はできないことがあります。

第5節　支払等に関する雑則

第116条（返金等の処理）

第114条の規定は、ショッピング利用の取消しその他の事由により、履行期にある債務の額を超えて当行に対して支払がなされ（ただし、第112条または第115条に定めるところにより約定支払日前の弁済がなされた場合を除きます。）、当行が本人会員に対し本契約に関して返金等の処理をする必要が生じた場合に準用します。ただし、当行が別に定める場合を除きます。

第117条（期限の利益の喪失）

１ 以下の各号の期限の利益喪失事由欄に記載のいずれかに該当したときには、これにより、対応する期限の利益喪失債務欄に記載された債務につき、当然に期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

	期限の利益喪失事由	期限の利益喪失債務
⑴	ショッピングの利用のうち、以下のいずれかに該当するものによる債務につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞したこと。 ①当該ショッピングの支払方式が１回払いであるもの ②当該ショッピングの支払方式が１回払い以外であって、ショッピングの利用により立替払いを委託した金員が、不動産の購入に係わるもの、割賦販売法に定める指定権利以外の権利の購入代金であるものまたは第43条第１項第２号に該当するもの ③当該ショッピングの支払方式が１回払い以外であって、日本国外にある者に対して行われるもの ④上記①から③までのいずれにも該当しないショッピングの利用であって、会員が営業のためにまたは営業として締結した売買契約または役務提供契約（ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に該当する契約を除きます。）に基づく代金または役務提供の対価について立替払いを委託するもの	以下に該当する債務すべて ㈠ショッピングの利用による債務のうち、⑴の左欄①から④までに係る債務 ㈡キャッシングサービスの利用による債務 ㈢カードローンの利用による債務 ㈣その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、割賦販売法の定めにより書面または電磁的記録による催告が必要なものを除きます。）
⑵	キャッシングサービスまたはカードローンの利用による債務につき、本人会員が支払を一部でも遅滞したこと。	
⑶	ショッピングの利用による債務（ただし、⑴①から④までのいずれかに該当するものを除きます。）につき、本人会員がその支払を一部でも遅滞し、当行が割賦販売法に定めるところに従い支払を催告したにもかかわらず、当該催告に従った支払がなされなかったこと。	以下に該当する債務すべて ㈠ショッピングの利用による債務 ㈡キャッシングサービスの利用による債務 ㈢カードローンの利用による債務 ㈣その他本契約に基づきまたは付帯サービスを会員が利用したことに基づき本人会員が当行に対して負担する金銭債務
⑷	本人会員につき、以下のいずれかの事由が生じたこと。 ①自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手が不渡となったこと。 ②上記①に掲げる場合のほか、支払を停止したこと。 ③その財産に対し、差押もしくは仮差押または仮処分（信用に関しないものを除きます。）の申立てがあったこと。 ④その財産に対し、滞納処分による差押がなされまたは保全差押が行われたこと。 ⑤破産手続開始または民事再生手続開始の申立てがあったこと。	

	⑥債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続の申立てがあったこと。 ⑦本人会員の債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への依頼がなされた旨の通知を受けたこと。	
⑸	以下のいずれかに該当したこと。 ①会員がカードの譲渡、担保権設定など当行のカード所有権を侵害する処分行為を行ったこと。 ②会員がカードの貸与、寄託などカードの占有を移転する行為を行ったこと。 ③本人会員が当行に対する届出をすることなくその住所または居所を変更し、当行にとってその所在が不明となったこと。	

2 以下の各号のいずれかに該当したときには、本人会員は、当行の請求により、前項第 3 号、第 4 号ならびに第 5 号のア、イ、ウおよびエの債務につき期限の利益を喪失し、当該債務全額をただちに支払うものとします。

⑴本人会員の入会申込時の申告または第23条に基づく届出の内容が虚偽であったとき。

⑵以下のいずれかの事由が生じたことその他の本人会員の信用状態が著しく悪化したと判断するに足りる理由があるとき。

①本人会員が第三者に対して負担している債務につき当行が保証している場合において、当行が債権者から保証債務の履行を請求されたこと。

②本人会員が経営する法人につき法的倒産手続開始の申立てがなされまたは当該法人の事業のすべてが廃止されたこと。

③本人会員が当行に対して負担する金銭債務（ただし、会員が基本サービスを利用したことに基づくものを除きます。）の履行を怠ったこと。

⑶前項第 5 号または第 1 号に掲げる場合を除き、会員が本契約に定める義務に違反し、その違反が重大であるとき。

第118条（充当）

本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担する金銭債務の弁済として金員が支払われた場合（第114条第 1 項第 1 号の場合その他本契約に基づき弁済とみなされる場合を含みます。）であって、支払われた金員が、本人会員が当行に対して負担するすべての債務を消滅させるに足りないとき（第112条または第115条の規定に従い弁済がなされた場合を除きます。）には、当行は、本人会員への通知なくして、当該支払を当行所定の時期における弁済とみなし、当行所定の順序および方法により、当行に対するいずれかの債務（本契約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当することができるものとします。ただし、割賦販売法第30条の 5 第 1 項により同法第30条の 4 の規定が準用される場合にあっては、同法第30条の 5 第 1 項に従い充当されたものとみなすものとします。

第119条（支払等に要する費用等の負担）

1 本人会員は、振込手数料その他当行に対する債務の弁済に要する費用を負担するものとします。

2 本契約に関し本人会員が当行に対して負担した債務に関する契約締結費用または当該債務の弁済費用であって、印紙税その他の公租公課または公正証書作成費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきものについては、すべて本人会員の負担とします。

3 第 1 項および第 2 項までの規定は、各項に定められた費用が利息制限法に定めるみなし利息に該当する場合には適用されないものとします。

第120条（当行からの相殺）

1 本人会員が本契約に基づくショッピング利用代金（付帯サービスの利用に基づく代金または手数料を含みます。以下本条において同じ）、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金の債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、キャッシングサービス融資金、カードローン融資金、ショッピング利用手数料、キャッシング利用手数料、カードローン利息および遅延損害金等本契約に基づく取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第121条（会員からの相殺）

1 本人会員は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。

2 前項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。

3 第1項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第122条（相殺における充当の指定）

1 当行から相殺する場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。

2 本人会員から相殺をする場合に、本人会員が本契約に定めるところにより当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本人会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本人会員がどの相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができ、本人会員はその指定に対して異議を述べることはできません。

3 本人会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて前項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の相殺にあてるかを指定することができます。

4 第2項なお書き、または前項によって、当行が指定する本人会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第3編　退会、会員資格の取消その他の条項

第123条（反社会的勢力等の排除）

1 本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第1項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、会員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

⑴暴力団、暴力団員または暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
⑵暴力団準構成員または暴力団関係企業もしくは団体
⑶総会屋等または社会運動標ぼうゴロ
⑷特殊知能暴力集団等
⑸前各号に準ずる者
⑹国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者
⑺前号に掲げる場合を除きテロリスト等（その疑いのある者を含みます。以下同じ。）

⑻自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他の目的で不当に第１号から第５号までに掲げる者（以下「暴力団員等」といいます。）、第６号に掲げる者またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有する者
⑼暴力団員等、第６号に掲げる者またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

２本人会員は、当行に対して本契約を申し込むとき、当行との間で本契約を締結するとき、基本サービスまたは付帯サービスを利用するときおよび第30条（家族会員）第１項に従い家族会員を指定したときのそれぞれにおいて、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことおよび家族会員にこれを遵守させることを確約します。
⑴暴力的な要求行為
⑵法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶当行との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
⑸その他前各号に準ずる行為

第124条（会員区分の変更等）

１本人会員が当行所定の手続により当行に対して申し込み、当行が承認した場合、会員区分を変更することができます。

２会員区分が変更になった場合、以下の各号の全部または一部が変更されることがあります。また、家族会員につき、会員区分変更後、あらためて家族会員として指定し当行の承認を求める手続が必要となる場合があります。
⑴年会費
⑵第２編第１章に定める利用可能枠等
⑶ショッピング利用手数料率
⑷キャッシングサービス手数料の利率
⑸カードローンの利率

第125条（会員区分の変更の場合における処理）

第124条第１項に規定する場合、当行は、会員に対し、変更後の会員区分に応じて新たなカードを貸与します。第10条（更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置）の規定は、この場合に準用します。

第126条（本規約等の変更）

１当行は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。
⑴社会情勢または経済状況の変動
⑵法令、自主規制機関の規則または国際ブランド会社のルールの変更
⑶当行の業務またはシステムの変更

２前項の規定にかかわらず、当行は、第９条第３項に定めるカード再発行手数料、第22条に定める年会費、第98条に定めるＡＴＭ利用手数料、第107条第２項の発行手数料その他本規約に定める手数料等の金額につき、これを変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当行ウェブサイトに公表する方法その他の本人会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。

第127条（退会）

１本人会員は、当行所定の方法で当行に通知することにより、いつでも本契約を終了させることができるものとします。

2 本人会員が死亡したときには、その時点で当然に本契約は終了するものとします。
3 本人会員に家族会員がある場合であって、本人会員が当行に対して第 1 項の通知をなしたときまたは本人会員が死亡したときには、当然に当該家族会員もその会員資格を喪失するものとします。

第128条（会員資格の取消）

1 本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
⑴第117条（期限の利益の喪失）第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。
⑵第117条第 1 項第 3 号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。
⑶第117条第 1 項第 4 号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。
⑷第13条（カード等の管理）第 1 項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第 2 項第 1 号に違反してカードを処分し、同条第 3 項に違反してカードの占有を移転し、同条第 4 項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第 5 項に違反したこと。
⑸第13条第 1 項第 1 文後段または同条第 4 項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑹第14条（暗証番号の管理）第 1 項かっこ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑺第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第 2 項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。
⑻第20条（クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任）第 2 項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと（ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。）。
⑼本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）に定める届出事項につき、故意に著しく事実に反する申告または届出をしたこと。
⑽第25条（年収および職業等の申告）の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実に反する申告をし、または同条第 3 項に基づき提出すべき収入を証する書面について、偽造もしくは変造した書面を提出したこと。
⑾第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第 3 項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。
⑿第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第 1 項または第 2 項に違反したこと。
⒀第51条（ショッピング利用に係る禁止行為等）第 1 項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。
⒁第51条第 1 項第 9 号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。
⒂第85条（キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為）第 1 項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。
⒃第123条（反社会的勢力等の排除）第 1 項の表明が事実に反しまたは同項もしくは同条第 2 項の確約に違反したこと。
⒄第123条第 1 項の表明もしくは同項もしくは同条第 2 項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張すること。
⒅第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第 2 項の義務に違反し、家族会員が、第 4 号から第 8 号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条第 2 項に違反したこと。
⒆前各号に掲げる場合のほか、本規約（本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第129条において同じ。）に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。
⒇第 9 号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。

⑵1当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。
⑵2当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。
⑵3前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。

2 会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
⑴第123条第１項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。
⑵会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。
⑶会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。
⑷会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穏を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。
①著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。
②正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。
③当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。
④義務ないことを行うことを執拗に求めること。
⑤差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。
⑸第２号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。
⑹当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。
⑺カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。

3 本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
⑴第１項第７号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第２項もしくは第３項の義務に違反したこと。
⑵第１項第９号および第20号の場合を除き、第23条（届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等）第１項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。
⑶第１項第10号の場合を除き、第25条（年収および職業等の申告）の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。
⑷第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第１項の義務に違反しまたは同条第４項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。
⑸第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第３項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。
⑹第61条（指定された支払方式等の変更）第４項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
⑺第108条（口座振替による支払）第２項に定める義務に違反したこと。

⑻第１項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと（ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。）。

第129条（カード等の利用の停止）

１以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、第１号から第11号まで、第15号または第16号の事由にあっては当該事由が解消されるまでの間、第12号にあっては当該疑いが解消されまたは当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第13号にあっては当該言動が行われないことを確認できるまでの間、第14号にあっては当該利用が行われないことを確認できるまでの間、当行は、何らの通知または催告を要せず本人会員およびその家族会員につき基本サービスもしくは付帯サービス等の全部または一部の利用を停止することができるものとします。

⑴本人会員が当行に対する金銭債務の履行を遅滞したとき。

⑵本人会員の信用状態が著しく悪化しまたは悪化するおそれのあるとき。

⑶会員が第15条（カードの占有喪失時の会員の義務）第２項または第３項の義務の履行を怠ったとき。

⑷本人会員が第26条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）第１項の義務の履行を怠ったとき。

⑸本人会員が第27条（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）第１項に違反した疑いがあるとき。

⑹会員が第27条第２項に違反した疑いがありまたは同条第３項に違反したとき。

⑺本人会員が第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）第２項第１文の義務に違反した疑いがあるとき。

⑻第123条（反社会的勢力等の排除）第１項の表明が誤りであるおそれがありまたは本人会員が同条第１項もしくは第２項の確約に反した疑いがあるとき。

⑼会員が第128条第１項第４号から第８号まで、同項第13号、同項第15号または同条第２項第６号もしくは同項第７号のいずれかに該当する疑いがあるとき。

⑽本人会員が、第128条第１項第９号から第11号までまたは同項第19号のいずれかに該当する疑いがあるとき。

⑾第１号、第３号、第４号または第６号後段に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務が履行されないとき。

⑿第128条第２項第２号、同項第３号または同項第５号に定める言動がなされた疑いがあるとき。

⒀第128条第２項第４号①から⑤までのいずれかの言動または同号柱書に定める言動がなされたとき。

⒁付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に反しまたは濫用的であるとき。

⒂会員の意思に基づかないカード等の利用がなされるおそれが生じたとき。

⒃会員が、意思能力を喪失するなどその意思によりカード等を利用することが困難となったおそれがあるとき。

２当行は、支払口座からの口座振替を行うために必要な手続が完了するまで、カード等の利用を停止することができるものとします。

第130条（本契約の解約）

当行は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、本人会員に対し相当な予告期間を定めて通知することにより、本契約を将来に向かって解約し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

⑴当行が、社会情勢もしくは経済状況の変動または法令の改廃に対応するため、当行の業務またはシステムを変更するためその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードについて、その商品性を変更する必要がある場合

⑵当行が第三者（国際ブランド会社および一般の事業会社を含みます。）と提携して発行するカードにつき、当該提携関係を終了すること、当該提携の条件または内容を変更することその他の合理的な理由に基づき、本人会員に対して発行するカードにつき継続して発行することが困難となった場合

⑶本人会員およびその家族会員全員が、長期間、貸与されたカードのショッピングおよびキャッシングサービスを利用しないなど、利用状況に照らして合理的な理由がある場合

第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）

1 カードの有効期限が満了しつつ、当行が第 8 条（更新カードの発行）に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。

2 当行が第 7 条（カードの貸与）、第 8 条（更新カードの発行）または第 9 条（カードの再発行）の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。

第132条（本契約終了の効果）

1 第127条（退会）、第128条（会員資格の取消）、第130条（本契約の解約）または第131条（更新カード不発行等と本契約の終了）の規定により本契約が終了した場合には、会員は、以後、基本サービスおよび付帯サービスを利用してはならないものとします。

2 前項に規定する場合、当行は、当行自らまたは加盟店を通じて、会員に貸与したカードの返却を求めることができるものとし、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。

3 前項の規定にかかわらず第 1 項に規定する場合には、当行は、カードの返却に代えてカードの破棄を求めることができるものとします。この場合、本人会員は、本人会員およびその家族会員に貸与されたカードすべてにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。

4 第 1 項の規定に反して会員が基本サービスまたは付帯サービスを利用した場合には、本人会員はただちに当該利用に係るカード等利用代金等または付帯サービスの代金もしくは手数料に相当する額を支払うものとします。第49条（継続課金取引の終了等）第 2 項、第16条（カードの利用と本人会員の責任）、第18条（カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの規定により支払義務を負う場合にも同様とします。

5 第127条、第128条、第130条または第131条の規定により本契約が終了した場合であっても、以下の各号に掲げる事由に該当するときには、なお、以下の各号に定める本規約の規定が適用されるものとします。この場合、当該各号の規定につき第126条第 1 項の規定により変更された場合には、変更後の規定が適用されるものとします。

⑴第48条（継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則）に定める登録を行った場合には、第49条（継続課金取引の終了等）第 2 項

⑵第 2 項または第 3 項の義務が履行されるまでの間は、第13条（カード等の管理）から第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）までの各規定

⑶本契約が終了するまでに、本契約に定めるところにより本人会員が当行に対して負担した金銭債務がある場合には、第115条（ATMを利用する約定支払日前の弁済の特則）を除く第 2 編第 4 章（支払）の規定

⑷前項または第 1 号もしくは第 2 号の規定により負担する金銭債務がある場合には、第111条（遅延損害金）、第118条（充当）および第119条（支払等に要する費用等の負担）

⑸家族会員がある場合には、第31条（家族会員がある場合の本人会員の責任）

第133条（外国為替および外国貿易に関する法令等の適用）

1 日本国外でのカード等の利用またはこれに類するものとして当行が指定するものに該当する場合であって、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令により許可もしくは承認を受けまたは届出をする義務が課せられるものであるときには、会員は、当該カード等の利用ができずまたは制限される場合があります。

2 会員は、日本国外でカード等を利用したときには、外国為替及び外国貿易法その他適用ある法令に定める義務に対応するうえで必要となる当行の指示に従うものとします。

第134条（準拠法）

本契約、基本サービスの利用により成立する契約、付帯サービスに関する契約および特約その他本契約に関

連しまたは付随する契約は、日本法を準拠法とし日本法に従って解釈されるものとします。

第135条（合意管轄）
会員は、会員と当行の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額にかかわらず、会員の住所地または当行の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

別紙1　定義集

(1)	会員	本人会員または家族会員をいいます。
(2)	家族会員	第30条第1項に従い本人会員が指定し、同条第2項に従い当行が当該指定を承認した者をいいます。
(3)	家族カード	家族会員が利用するものとして貸与されたカードをいいます。
(4)	家族カード等	家族会員が利用するものとして貸与されたカードまたはそのカード情報をいいます。
(5)	カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載されまたは記録されている文字、数字、記号または符号によって会員を特定するとともに、当行が、当該会員に対して以下のいずれかを利用することができる利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定するものをいいます。ただし、子カードは除きます。 ①ショッピング ②ショッピングおよびキャッシングサービス ③ショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン
(6)	カード会員契約	カード発行事業者と個人との間で締結される継続的契約であって、以下に関する基本的事項を定めたものをいいます。 ①カード発行事業者の相手方である個人に対するカードの貸与 ②貸与されたカードおよびカード情報の管理 ③貸与されたカード等の利用 ④カード等の利用等に基づく債務の負担およびその支払 ⑤上記①から④までに関連する事項
(7)	カード情報	以下のいずれかに該当するものであって、暗証番号および子カードのみに係るもの以外のものをいいます。 ①会員氏名、カード番号、カードの有効期限、セキュリティコード ②上記①に掲げるもののほか、会員を特定しかつ当該会員に対して利用可能枠を付与していることを表象するために用いられることを予定する文字、数字、記号、符号または図形であって、会員に対して通知されるもの
(8)	カード等	カードまたはカード情報をいいます。
(9)	カード等利用代金等	ショッピング利用代金および融資金ならびにこれらに係るショッピング利用手数料、キャッシングサービス手数料その他手数料および利息を総称していいます。
(10)	カード等利用代金等相当額	会員に貸与等されたカード等（カード情報を用いて偽造されたカードを含みます。）を他人が用いてショッピング、キャッシングサービスまたはカードローンを利用した場合において、会員が利用したものと仮定した場合のカード等利用代金等と同額の金員をいいます。

(11)	カードローン融資金残高	融資金のうち、ある時点におけるカードローンに係るものの未決済金額の合計額をいいます。
(12)	加盟店	販売業者または役務提供事業者など、会員が、ショッピングを利用して立替払いを委託する場合の、立替払いを受けることができる者として当行が指定した者をいいます。
(13)	加盟店契約	以下のいずれかの者が加盟店との間で締結する、当該加盟店におけるショッピングの利用に関する事項を定めた契約をいいます。 ①当行 ②当行から当行のために加盟店契約の締結を許諾された事業者 ③国際ブランド会社から加盟店契約の締結を許諾された日本国内外のカード会社、金融機関その他事業者
(14)	基本サービス	第5条第1項から第3項までに定めるサービスをいいます。
(15)	継続課金取引	当事者間の事前の合意に基づく以下のいずれかの取引をいいます。 ①商品の引渡し、役務の提供または権利の移転が定期的に反復して行われる取引であってこれに応じて代金または対価が発生する取引 ②継続的に役務の提供がなされ、その対価の履行期があらかじめ定められた一定の期間ごと到来する取引 例えば、電気、ガスもしくは水道の供給、下水道の使用、通信サービスの利用、不動産の賃貸借などのほか、一般に、定期購入、各種サブスクリプションサービスなどが継続課金取引に該当します。
(16)	子カード	当行が会員に対して交付する有体物であって、これに記載しまたは記録されている文字、数字、記号、符号または図形によって会員を特定することができるもののうち、以下の条件をすべて満たすものをいいます。 ①当行が会員に対して当該有体物を交付するのと同時にまたはこれに先立って当該会員に対してカード等を交付等することとしているものであること。 ②当該有体物が、①のカード等によりこれに係る本人会員に対して付与された利用可能枠の範囲でショッピングを利用するために用いられることを予定するものであること。 ③②のショッピングにつき、利用されることを予定する加盟店の業種または範囲がカード等と異なるものであることを予定するものであること。
(17)	国際ブランド	国際ブランド会社の提供する決済サービスを表章するものとして国際ブランド会社が定めた標章をいう。
(18)	国際ブランド会社	MastercardもしくはVisaのいずれかまたはその全部もしくは一部を総称していいます。
(19)	支払口座	当行に開設された預金口座であって本人会員が支払のために指定し、所定の口座振替依頼書の提出その他の口座振替のためにあらかじめ必要となる手続が完了したものをいいます。
(20)	締切日	以下の基準日となる日をいいます。 ①ショッピングの約定支払日の判定または約定支払日における支払額の算定 ②キャッシングサービスの約定支払日の判定 ③カードローンの約定支払日の判定または約定支払日における返済額の算定

(21)	ショッピング	第43条第１項各号の金員につき、その支払をなすべき相手方に対する立替払いを当行に委託し、当行が本人会員に代わってこれを行うサービスをいいます。
(22)	ショッピング利用代金	ショッピングを利用することにより、当行に対して加盟店に対する立替払いを委託した金員をいいます。
(23)	ショッピングリボ残高	ある時点における、支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金の未決済金額の合計額をいいます。
(24)	他人	カードもしくは子カードに記載もしくは記録されまたはカード情報もしくは子カードの情報で特定される会員に該当しない者をいい、本人会員にとっての家族会員、家族会員にとっての本人会員もしくは他の家族会員または会員の代理人もしくは財産管理人も、他人に含まれます。
(25)	入会	本人会員が、当行との間でカード会員契約を締結することをいいます。
(26)	入会等	以下を総称していいます。 ①入会 ②本人会員が、本規約に定めるところに従い、その家族を家族会員として指定し、当行がこれを認めること。
(27)	付帯サービス	当行もしくは当行が提携するサービス提供会社が本契約に関連して会員に対して提供するサービスまたは特典であって、ショッピング、キャッシングサービスまたはカードローン以外のサービスをいいます。
(28)	平月	以下の各場合における、ボーナス月以外の月をいいます。 ①ショッピング利用代金の支払方式がボーナス併用分割払いである場合 ②ショッピング利用代金の支払方式がリボルビング払いであってその支払額の算定方法がボーナス併用リボルビング払いである場合 ③カードローンの返済方式がボーナス月加算毎月元金定額返済である場合
(29)	本契約	当行と任意の個人の間で成立したカード会員契約のうち本規約を契約内容とするカード会員契約（当該契約が複数ある場合はその一）をいいます。
(30)	本人会員	当行との間で、カード会員契約を締結した個人をいいます。
(31)	融資金	キャッシングサービスまたはカードローンの利用により貸付けを受けた元金をいいます。
(32)	ICカード	カードのうち、カード情報が集積回路に記録され、カードを提示して行うショッピングの利用の際、当該記録されたカード情報を読み取って行うことを予定するものをいいます。
(33)	Visa	Visa Incorporatedまたはそのグループ企業をいい、Visa Worldwide Pte. Ltd.を含みます。
(34)	Visa加盟店	加盟店のうち、Visaと提携する者との間で、Visaブランドのカードに係る加盟店契約を締結した者をいいます。
(35)	Visaブランド	国際ブランドのうちVisaに係るものをいいます。
(36)	WEBサービス	インターネットを用いた当行に対する届出事項変更の届出、ポイント利用の申込など、当行が当行所定のサーバー上に開設する、会員ごとにアクセス制御がなされるWEBサイトを通じて会員に対して提供するサービスをいいます。

㈶	WEB明細	WEBサービス内のサービスのうち、本人会員に対して、ショッピングおよびキャッシングサービスの利用明細、次回約定支払日において支払うべき金額その他の関連事項を電磁的記録の提供の方法で提供するサービスをいいます。

別表1（第57条、第58条、第59条、第71条および第72条関係）
残高スライド方式の支払コース*

ショッピングリボ残高** / 支払コース	10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

＊　支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。
＊＊締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

別表2（第62条関係）
ショッピング利用手数料の手数料率表
（一般会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		12.25	13.50	13.75	14.50
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		2.04	3.40	4.08	6.80

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1 ～ 6	＊
14.75	15.00				0	15.00
8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0	

（ゴールド会員）

支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		12.25	13.50	13.75	14.50
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0		2.04	3.40	4.08	6.80

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1 ～ 6	＊
14.75	15.00				0	15.00
8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0	

＊リボルビング払いの支払期間は、そのときどきのショッピングリボ残高および支払コースにより相違します。

別表3（第98条関係）
ATM利用手数料

融資金の額	ATM利用手数料の額（消費税込）
1万円以下	0円
1万円超	0円

2025年12月9日改定

割賦販売法第30条に定める情報提供書面

第1　1回払いおよびリボルビング払いを除く支払方式に関する事項

1 支払期間、支払回数および手数料率

【会員規約第55条、第56条、第62条、第67条から第70条までおよび別表 2 】

支払回数（回）	2	3	5	6	10
支払期間（ヵ月）	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0	12.25	13.50	13.75	14.50
ショッピング利用代金（現金価格）100円あたりの分割払手数料の額（円）	0	2.04	3.40	4.08	6.80

12	15	18	20	24	ボーナス一括払い
12	15	18	20	24	1 ～ 6
14.75	15.00				0
8.16	10.20	12.24	13.60	16.32	0

- ボーナス併用分割払いの場合には、上記の手数料率とは異なる場合があります。
- 一部の加盟店では、指定できる支払回数が限られる場合があります。

2 支払総額の具体的算定例【会員規約第62条、第64条、第69条、別表 2 】

現金価格10万円を10回払いでご利用の場合

⑴分割払手数料　100,000円×(6.80円÷100円)＝6,800円

⑵支払総額　100,000円＋6,800円＝106,800円

⑶分割支払金　100,000円÷10回＋6,800円÷10回＝10,680円

第2　リボルビング払いに関する事項

1 弁済の時期【会員規約第104条】

支払方式がリボルビング払いであるショッピング利用代金につき、毎月15日に締め切り、当該締切日後最初に到来する約定支払日にお支払いいただきます。約定支払日は毎月10日ですが、当日が金融機関休業日である場合は翌営業日となります。

2 弁済金の額の算定方法

以下のいずれかの方式のうち、カード送付台紙に記載された方式とします。

⑴リボルビング払い（元利型残高スライド方式）【会員規約第71条、第76条、第77条、別表 1 】

ａ約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額を支払うものとします。

ｂａの金額には、下記 3「手数料率およびショッピング利用手数料」中「(2 ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

ｃ上記ａにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が約定支払日に支払うべき弁済金（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が約定日に支払うべき弁済金の額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

⑵リボルビング払い（元金型残高スライド方式）【会員規約第72条、第76条、第77条、別表 1 】

ａ約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、下記「元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表」に記載された支払コースのうちから、あらかじめ定

められた支払コースにより、当該約定支払日の前月の締切日におけるショッピングリボ残高に応じて決定される金額に、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

ｂ上記ａにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が約定支払日に支払うべき元金額（支払コースの金額）を下回る場合には、当該下回る金額に、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

元利型残高スライド方式または元金型残高スライド方式の支払コース一覧表*

ショッピングリボ残高** / 支払コース	10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超30万円以下	30万円超40万円以下	40万円超50万円以下	50万円超60万円以下	60万円超10万円増す毎に
一般コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	5千円ずつ加算
5千円コース	5千円	1万円	1万5千円	2万円	2万5千円	3万円	1万円ずつ加算
1万円コース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
2万円コース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
3万円コース	3万円			4万円	5万円	6万円	
4万円コース	4万円				5万円	6万円	
5万円コース	5万円					6万円	

＊支払コースの各金額は、支払額の算定方法が元利型残高スライド方式の場合には約定支払日に支払うべき金額を、支払額の算定方法が元金型残高スライド方式の場合には支払元金額を示します。

＊＊締切日における最終のショッピングリボ残高を指します。

⑶リボルビング払い（元利型定額方式）【会員規約第59条、第73条、第76条、第77条】

ａ約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額を支払うものとします。指定金額は、１千円以上10万円以下の範囲であらかじめ１千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更する場合に指定できる上限金額は、お持ちのカードまたは変更を申し出る方法によっては、上記と異なる場合があります。また、指定金額を変更する場合、その時点におけるショッピングリボ残高に照らしショッピングリボ手数料のみを支払うこととなる金額を指定することはできません。

ｂａの金額には、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

ｃ上記ａにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料を加算した金額が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

⑷リボルビング払い（元金型定額方式）【会員規約第59条、第74条、第76条、第77条】

ａ約定支払日の前月の締切日時点のショッピングリボ残高につき、指定金額に下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金

額を支払うものとします。指定金額は、１千円以上10万円以下の範囲であらかじめ１千円単位で本人会員が指定した金額とします。ただし、指定金額を変更した場合、お持ちのカードおよび変更を申し出る方法によっては、上限額が上記と異なる場合があります。

ｂ上記ａにかかわらず、締切日時点のショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ａ）ショッピング利用手数料の計算方法」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算した金額を支払うものとします。

⑸特約元利型定額方式【「楽Pay」特約第11条】

ａ楽Pay登録期間中は、本人会員が３千円以上10万円以下の範囲で５千円単位（３千円以上１万円以下の範囲にあっては１千円単位）であらかじめ指定した金額を支払うものとします。ただし、指定できる金額の最低額は、金額指定時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできません。

当該金額には、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ｂ）ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」が含まれるものとします。

ｂ上記ａにかかわらず、約定支払日前月の締切日における特約ショッピングリボ残高に約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料を加算した金額が、指定金額を下回る場合には、当該下回る金額を支払うものとします。また、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の金額が指定金額より大きい場合には、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

ｃ楽Pay登録期間とは、楽Pay登録がされた時点から楽Pay登録が解除された時点までをいい、特約ショッピングリボ残高とは、楽Pay登録日までのショッピング利用に係るショッピングリボ残高と３（２ｂ）に定める本サービス利用代金等残高の合計額をいいます（以下同じ。）。

⑹特約元金型定額方式【「楽Pay」特約第12条】

ａ楽Pay登録期間中は、本人会員が３千円以上10万円以下の範囲で５千円単位（３千円以上１万円以下の範囲にあっては１千円単位）であらかじめ指定した金額に、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ｂ）ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

ｂ上記ａにかかわらず、締切日時点の特約ショッピングリボ残高が指定金額を下回る場合には、当該下回る金額に、下記３「手数料率およびショッピング利用手数料」中「（２ｂ）ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）」により計算されたショッピング利用手数料であって、同「⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料」を加算して支払うものとします。

⑺ボーナス併用リボルビング払いまたは特約ボーナス併用リボルビング払い【会員規約第75条、第76条、「楽Pay」特約第13条】

ａボーナス月以外の月の約定支払日には、本人会員が指定した上記いずれかの支払額算定方法によって定まる額を支払い、ボーナス月の約定支払日には、当該金額に、ボーナス月加算額を加算して支払うものとします。

ｂ上記ａにかかわらず、ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高およびボーナス月の約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料の合計額が、上記ａにより定まるボーナス月の約定支払日に支払うべき金額を下回る場合には、当該ボーナス月の前月の締切日におけるショッピングリボ残高または特約ショッピングリボ残高に所定のショッピング利用手数料の額を加算した額を支払うものとします。

ｃボーナス月加算額は、１万円以上１万円単位で本人会員が指定した金額とします。また、ボーナス月は、夏期（７月または８月）および冬期（12月または１月）のそれぞれにつき、本人会員が指定した月とします。

３ 手数料率およびショッピング利用手数料

⑴手数料率【会員規約第62条、別表２】

年15.00%（実質年率）とします。

（2a）ショッピング利用手数料の計算方法【会員規約第65条】

a締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定ショッピングリボ残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

b上記所定ショッピングリボ残高とは、その日の最終のショッピングリボ残高のうち支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降最初の締切日を経過していないリボルビング払いに係るショッピング利用代金を減じた金額をいいます（以下同じ。）。

cカード等利用の日から、同日以降最初に到来する締切日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

（2b）ショッピング利用手数料の計算方法（楽Pay登録時）【「楽Pay」特約第10条、第14条】

a楽Pay登録期間中は、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該計算期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満の端数切捨て）とします。

●所定本サービス利用代金等残高（100円未満切捨て）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

b上記aにかかわらず、本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、以下の計算式で日々定まる金額の合計額（1円未満の端数切捨て）によるものとします。ただし、以下の計算式中の（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）に100円未満の額がある場合には当該100円未満の額は切り捨てるものとします。

●（楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高）×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

c上記楽Payサービス期間とは、楽Pay登録の翌日から楽Pay登録が解除される日までをいいます。

所定本サービス利用代金等残高とは、楽Payサービス期間をカード等の利用日とする、ショッピング利用時に指定された支払方式が1回払いもしくはリボルビング払いであるものまたは当社所定の方法で支払方式がリボルビング方式に変更されたものその他これらに類するものであって支払を遅滞していないものから、カード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していないものを減じた金額をいいます。

d本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じません。

⑶約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料【会員規約第76条、「楽Pay」特約第14条】

約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の、上記（2a）または（2b）によって計算される金額とします。

4 弁済金の額の具体的算定例

⑴元利型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに合計11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B−E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7 ／ 15	96,376	8 ／ 10	5,000	3,777	1,223	92,599
4	8 ／ 15	92,599	9 ／ 10	5,000	3,783	1,217	88,816

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋96,300円＊＊×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,223円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

96,300円＊＊×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋92,500円＊＊×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,217円（1円未満端数切捨て）

＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑵元金型残高スライド方式

お支払コース：一般コース

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7 ／ 15	95,000	8 ／ 10	6,220	5,000	1,220	90,000
4	8 ／ 15	90,000	9 ／ 10	6,197	5,000	1,197	85,000

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋95,000円×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,220円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

95,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋90,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,197円（1円未満端数切捨て）

⑶元利型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7 ／ 15	91,376	8 ／ 10	10,000	8,789	1,211	82,587
4	8 ／ 15	82,587	9 ／ 10	10,000	8,859	1,141	73,728

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋91,300円**×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,211円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

91,300円**×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋82,500円**×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,141円（1円未満端数切捨て）

＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑷元金型定額方式

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7 ／ 15	90,000	8 ／ 10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8 ／ 15	80,000	9 ／ 10	11,121	10,000	1,121	70,000

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,000円×15%÷365日×6日（7月10

日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋80,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,121円（1円未満端数切捨て）

⑸ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型残高スライド方式）

お支払コース:一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	5,000	3,624	1,376	96,376
3	7 ／ 15	96,376	8 ／ 10	35,000	33,777	1,223	62,599
4	8 ／ 15	62,599	9 ／ 10	5,000	3,857	1,143	58,742

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋96,300円**×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,223円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

96,300円**×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋62,500円**×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,143円（1円未満端数切捨て）

＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑹ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型残高スライド方式）

お支払コース：一般コース

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	6,376	5,000	1,376	95,000
3	7 ／ 15	95,000	8 ／ 10	36,220	35,000	1,220	60,000

4	8 ／15	60,000	9 ／10	6,123	5,000	1,123	55,000

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋95,000円×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,220円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

95,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋60,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,123円（1円未満端数切捨て）

⑺ボーナス併用リボルビング払い（平月:元利型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）＊	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／15	110,000	6 ／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／15	100,000	7 ／10	10,000	8,624	1,376	91,376
3	7 ／15	91,376	8 ／10	40,000	38,789	1,211	52,587
4	8 ／15	52,587	9 ／10	10,000	8,933	1,067	43,654

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋91,300円＊＊×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,211円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

91,300円＊＊×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋52,500円＊＊×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,067円（1円未満端数切捨て）

＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑻ボーナス併用リボルビング払い（平月:元金型定額方式）

毎月の支払額として指定された金額：10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点のショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後のショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	11,376	10,000	1,376	90,000
3	7 ／ 15	90,000	8 ／ 10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8 ／ 15	50,000	9 ／ 10	11,047	10,000	1,047	40,000

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

110,000円×15%÷365日×25日（5月16日～ 6月9日）＋100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝1,376円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,000円×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋50,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,047円（1円未満端数切捨て）

⑼特約元利型定額方式

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	10,000	9,754	246	90,246
3	7 ／ 15	90,246	8 ／ 10	10,000	8,792	1,208	81,454
4	8 ／ 15	81,454	9 ／ 10	10,000	8,873	1,127	72,581

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝246円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分
100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,200円**×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）
9月10日支払分
90,200円**×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋81,400円**×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,127円（1円未満端数切捨て）
＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑽特約元金型定額方式
4月10日楽Pay登録
指定金額10,000円
4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／ 15	110,000	6 ／ 10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／ 15	100,000	7 ／ 10	10,246	10,000	246	90,000
3	7 ／ 15	90,000	8 ／ 10	11,208	10,000	1,208	80,000
4	8 ／ 15	80,000	9 ／ 10	11,121	10,000	1,121	70,000

＊ショッピング利用手数料の計算
6月10日支払分
利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。
7月10日支払分
利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。
100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝246円（1円未満端数切捨て）
8月10日支払分
100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,000円×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）
9月10日支払分
90,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋80,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,121円（1円未満端数切捨て）

⑾特約ボーナス併用リボルビング払い（平月：特約元利型定額方式）
4月10日楽Pay登録
指定金額10,000円
ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月
4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／15	110,000	6 ／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／15	100,000	7 ／10	10,000	9,754	246	90,246
3	7 ／15	90,246	8 ／10	40,000	38,792	1,208	51,454
4	8 ／15	51,454	9 ／10	10,000	8,947	1,053	42,507

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。

100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝246円（1円未満端数切捨て）

8月10日支払分

100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,200円＊＊×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）

9月10日支払分

90,200円＊＊×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋51,400円＊＊×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,053円（1円未満端数切捨て）

＊＊付利単位100円（100円未満を切捨てて手数料を計算）

⑿特約ボーナス併用リボルビング払い（平月:特約元金型定額方式）

4月10日楽Pay登録

指定金額10,000円

ボーナス月加算額3万円、ボーナス月8月

4月16日から5月15日までに11万円ご利用された場合

	A	B	C	D	E	F	G
支払回数	締切日	締切日時点の特約ショッピングリボ残高（円）	弁済日	弁済金（円）	弁済金のうち元金充当額（円）	弁済金のうちショッピング利用手数料充当額（円）*	弁済後の特約ショッピングリボ残高（円）（B－E）
1	5 ／15	110,000	6 ／10	10,000	10,000	0	100,000
2	6 ／15	100,000	7 ／10	10,246	10,000	246	90,000
3	7 ／15	90,000	8 ／10	41,208	40,000	1,208	50,000
4	8 ／15	50,000	9 ／10	11,047	10,000	1,047	40,000

＊ショッピング利用手数料の計算

6月10日支払分

利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）まではショッピング利用手数料はかかりません。

7月10日支払分
利用日以降最初に到来する締切日（5月15日）に係る約定支払日の前日（6月9日）までは手数料はかからず、6月10日からショッピング利用手数料が発生します。
100,000円×15%÷365日×6日（6月10日～ 6月15日）＝246円（1円未満端数切捨て）
8月10日支払分
100,000円×15%÷365日×24日（6月16日～ 7月9日）＋90,000円×15%÷365日×6日（7月10日～ 7月15日）＝1,208円（1円未満端数切捨て）
9月10日支払分
90,000円×15%÷365日×25日（7月16日～ 8月9日）＋50,000円×15%÷365日×6日（8月10日～ 8月15日）＝1,047円（1円未満端数切捨て）

第3　各支払方式に共通する事項

1 利用可能枠（極度額）に関する事項【会員規約第39条】

分割払い・リボ払い利用可能枠は、カード利用可能枠の内枠として、当社が審査の上定めます。利用可能枠は、カード送付台紙または割賦取引利用可能枠に関する通知書に記載されるほか、当社所定の会員専用サイトに表示されます。

2 年会費に関する事項【会員規約第22条】

年会費は、下表のとおりとし、入会日に応じて定まる月の約定支払日にお支払いいただきます。

支払済みの年会費は、カード会員契約が終了した場合でも返金されません。また、カードの利用停止中であっても、年会費の支払義務は免れないものとします。

（消費税込）

会員区分別の年会費	
本人会員	
ゴールド	11,000円
一般	1,375円
家族会員	
ゴールド	1名さまは無料。 2名さま以上の場合、2人目より1名さまにつき1,100円
一般	440円

※お持ちのカードによっては、上記の年会費と異なる場合がございます。
※別に年会費の定めがある場合には、その内容が適用されます。

附則

【会員規約改定に伴う経過措置】

第1条（リボルビング払いの支払額の算定方法に関する経過措置）

会員規約の変更の効力が発生する日（以下「効力発生日」といいます。）より前に本人会員が入会している場合、当該本人会員およびその家族会員に係るリボルビング払いの支払額の算定方法は、変更後の会員規約（以下「変更後規約」といいます。）第58条に定めるところに従い支払額の算定方法等が変更されるまで、なお、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

第2条（ショッピング利用代金の支払方式の変更に関する経過措置）

変更前の会員規約（以下「旧規約」といいます。）に定めるところに従い入会した本人会員（以下「旧本人会員」といい、その家族会員を含め「旧会員」といいます。）が、当該旧会員の効力発生日より前のカード等の利用に基づくショッピング利用代金につき、効力発生日以降に支払方式を変更した場合には、当該ショッピング利用につき、ショッピング利用の日にさかのぼって変更後規約を適用するものとします。

第3条（分割払いのショッピング利用手数料の計算方法の変更に伴う経過措置）

1 変更後規約第64条の規定は、旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日以降にカード等を利用したものに適用します。

2 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用されたもの（ただし、効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものを除きます。）にかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

⑵利用日以降効力発生日を含む手数料計算期間（旧規約第27条に定める手数料計算期間をいいます。以下本条および本附則第４条において同じ。）の末日までのショッピング利用手数料

旧規約第27条に定めるところにより計算した金額

⑶手数料計算期間末日のうち効力発生日後最初に到来するものの翌日以降、最終の約定支払日までのショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（１円未満切り捨て）

●移行時未請求残高×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

3 旧会員のカード等の利用に基づくショッピング利用代金であって支払方式が分割払いであるもののうち、効力発生日より前に利用され、かつ効力発生日以降に利用日後最初の締切日が到来するものにかかるショッピング利用手数料は、次の各号に定めるとおりとします。

⑴ショッピング利用手数料の計算単位

柱書に定める要件を充足する個々のショッピング利用単位で計算

⑵ショッピング利用手数料総額

以下の計算式で定める金額（１円未満切り捨て）

●ショッピング利用代金×100円あたりの移行期特別手数料額÷100

4 本条および本附則第４条において、以下の語句は、それぞれ対応する以下の意義を有するものとします。

移行時未請求残高	効力発生日を含む手数料計算期間の末日における期限未到来のショッピング利用代金の最終残高
100円あたりの移行期特別手数料額	当行が、以下のいずれも充足するよう別に定める金額をいいます。 ①未請求残回数を指定された分割回数とみなして変更後規約第62条を適用した場合の100円あたりの手数料額の範囲であること。 ②ショッピング利用手数料の計算単位となる個々のショッピング利用にかかるショッピング利用代金に対し、旧規約第27条に従い計算した場合のショッピング利用手数料の総額を上回らないこと。

未請求残回数	会員が指定した支払回数のうち、効力発生日以降直近の締切日の時点で未請求である回数

第4条（分割払いの支払日と支払額に関する経過措置）

1 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合（ただし、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が、効力発生日後に到来するものを除きます。）には、本人会員は、効力発生日より前に到来する締切日に係る約定支払日には、旧規約第27条の定めるところに従い当該ショッピング利用代金およびショッピング利用手数料を支払うものとし、効力発生日以降直近の締切日の後に最初に到来する約定支払日以降、毎月の約定支払日に、未請求残回数に達するまで、以下の計算式で定まる金額を支払うものとします。変更後規約第69条第 2 項の規定は、後段の場合に準用します。

●移行時未請求残高÷未請求残回数＋移行時未請求残高に対するショッピング利用手数料総額÷未請求残回数

2 旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式として分割払いを指定した場合であって、当該ショッピング利用代金に係る最初の締切日が効力発生日以降に到来するものであるときの支払日および支払金額については、変更後規約に定めるところによるものとします。

第5条（リボルビング払いのショッピング利用手数料の計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、ショッピングの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第27条の 3 の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第65条第 2 項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第6条（カードローンの返済方式および返済額の算定方法に関する経過措置）

1 旧本人会員のカードローンの返済方式および返済額の算定方法は、変更後規約第90条の規定にかかわらず、効力発生日の直前において適用されていたものが適用されるものとします。

（注）変更後規約においては、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、リボルビング払いのものを「カードローン」といい、旧規約におけるキャッシングサービスのうち、1 回払いのものを「キャッシングサービス」といいます。

2 旧本人会員であって効力発生日より前にキャッシングリボ利用可能枠の設定を受け効力発生日時点でカードローン利用可能枠が設定されているもの（当該利用可能枠を 0 円で設定している者およびカードローン利用停止中である者を含みます。）のカードローンの返済方式または返済額の算定方法の変更ができる範囲は、変更後規約第91条第 1 項の規定に加えて、次のものとします。

⑴残高スライド返済の以降の約定支払日における返済額を変更すること。

⑵残高スライド返済につき、ボーナス月加算残高スライド返済に変更すること。

⑶ボーナス月加算残高スライド返済の場合の、平月における支払コース、ボーナス月またはボーナス月加算額を変更すること。

⑷ボーナス月加算残高スライド返済につき、残高スライド返済に変更すること。

第7条（カードローンの利息計算方法に関する経過措置）

旧会員が効力発生日より前に、キャッシングサービスの支払方式としてリボルビング払いを指定しまたは旧規約第27条の 3 の規定に従い支払方式をリボルビング払いに変更した場合には、変更後規約第97条第 3 項の規定は、効力発生日の後最初に到来する約定支払日の前月の締切日翌日にさかのぼって適用されるものとします。

第8条（残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）

旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第 6 条第 2 項に従い変更されたカードローンの返済方式が残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号により定まる金額を支払うものとします。当該金額には、所定利息（変更後規約第100条第 2 項に定める所定利息を

いいます。以下本条および本附則第９条において同じ。）が含まれるものとします。
⑴当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額（以下本条および本附則第９条において「カードローン残高スライド返済元利金」といいます。）が、所定の支払コースのうちから定められた支払コースにより当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に応じて決定される金額と同額以上であるときには、カードローン残高スライド返済元利金
⑵当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、カードローン残高スライド返済元利金に満たない場合は当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額

第９条（ボーナス月加算併用残高スライド返済であるカードローンの返済額に関する経過措置）
１旧本人会員であって、効力発生日の直前において適用されまたは本附則第６条第２項に従い変更されたカードローンの返済方式がボーナス月加算併用残高スライド返済である場合には、当該本人会員は、約定支払日に以下の各号に定める金額を支払うものとします。
⑴平月には、本附則第８条の規定により算定された金額
⑵ボーナス月には、本附則第８条第１号の規定により算定された金額にボーナス月加算額を加算した金額
２前項第２号の規定にかかわらず、当該約定支払日の前月の締切日におけるカードローン融資金残高に所定利息を加算した金額が、平月におけるカードローン残高スライド返済元利金にボーナス月加算額を加算した金額未満である場合には、前項に規定する本人会員は、当該カードローン融資金残高に所定利息を加算した金額を支払うものとします。

第10条（効力発生日より前のキャッシングサービス利用に関する経過措置）
キャッシングリボ事前登録サービスの登録を受けている旧会員が、効力発生日より前に返済方式で１回払いを指定した場合には、当該キャッシングサービス利用に係る売上票を当行が受領し当行システムに売上登録をした日に応じ、以下のとおり取り扱うものとします。

売上登録日が効力発生日より前	変更前のキャッシングリボ事前登録サービスに係る規定に定めるところに従い、キャッシングサービスのうちリボルビング払いを指定したものとみなします。
売上登録日が効力発生日以降	利用時に指定した返済方式が１回払いであるキャッシングサービスを適用します。

リボ払い専用カードサービス特約

第1条（本特約と会員規約の関係）

1 本特約は、会員規約第60条に対する特約として、リボ払い専用カードサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めるものです。本特約は、会員規約と一体となって適用されるものとします。

2 会員規約と本特約に定めのある事項については、本特約に別段の定めがある場合を除き、本特約が優先的に適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。

3 会員規約に定められた語句で、本特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条（本サービスの適用の効果）

1 会員規約第60条の規定にかかわらず、2025年12月 9 日時点で本人会員が本サービスの利用の登録を受けている場合には、当該本人会員およびその家族会員による本サービス対象ショッピング利用につき、当行は、会員が会員規約第55条第 6 号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱うものとします。

2 前項に定める本サービス対象ショッピング利用とは、ショッピング利用時に支払方式として 1 回払いを指定しまたは会員規約第60条（支払方式の指定）第 3 項により 1 回払いを指定したものとみなされたショッピング利用（当行が別に指定したものを除きます。）をいいます。

（注）現在、新たな本サービスの申し出は受け付けておりません。

第3条（本人会員による本サービス利用の終了）

本サービスの利用を終了する場合は、本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。当該申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該本人会員に係る本サービスの登録を解除するものとします。

第4条（当行による本サービスの適用終了）

当行は、会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該本人会員専用サイトへの掲出その他の本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該本人会員の本サービスの登録を解除し、本サービスの適用を終了することができるものとします。

⑴会員規約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が 0 円となったとき。

⑵会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第 1 項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑶会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第 1 項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。

⑷リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式またはボーナス併用リボルビング払いの支払額の算定方法が元利型定額方式であって、会員規約第71条第 2 項、第73条第 2 項または第75条第 3 項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。

⑸当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。

⑹本サービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第5条（本サービス登録解除の効果）

第 3 条または第 4 条の規定により本サービスの登録が解除された場合、当該解除日の翌日以降におけるショッピング利用代金につき、第 2 条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。なお、本サービスの登録が解除された場合であっても、当該解除日までの第 2 条の規定によりリボルビング払いとして取り扱われたショッピング利用代金については、引き続きリボルビング払いとして取り扱われるものとします。

2025年12月 9 日制定

「楽Pay」特約

第1条（趣旨）

「楽Pay」特約（以下「本特約」といいます。）は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条（定義）

1 本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。

2 本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義を有するものとします。

第3条（本特約と本契約の関係）

1 本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。

2 本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

第4条（楽Payサービスへの登録等）

1 本人会員（本人会員となろうとする者を含みます。）は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。

2 当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条（指定金額）

1 特約本人会員となろうとする者は、第4条第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。

2 前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあっては5千円単位の金額とします。

3 前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条第2項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いであって平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第6条（本サービス利用代金等）

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

⑴特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であって、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式（以下本条において「指定支払方式」といいます。）が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの

⑵会員規約第21条（第三者へのカード情報の登録と管理）第3項の規定により、カード等が特約会員により利用されたものとみなされたショッピング利用代金であって、指定支払方式が1回払いまたはリボルビング払いであるもの

⑶本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相当額の支払義務を負担する場合であって、当該カード等利用代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払いとするショッピングの利用により生じたもの

⑷特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに従い支払方式がリボルビング払いに変更されたもの

⑸特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条（リボルビング払いとしての取扱い）

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を１回払いとして指定した場合（会員規約第60条（支払方式の指定）第２項または第３項により１回払いと扱われるものを含みます。）もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）および第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）の定めに従わなければならないものとします。

第8条（特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法）

１楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。

２特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法	特約リボルビング払いの支払額算定方法
⑴	元利型残高スライド方式 元利型定額方式	特約元利型定額方式
⑵	元金型残高スライド方式 元金型定額方式	特約元金型定額方式
⑶	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用リボルビング払い

第9条（特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更）

１特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。

⑴特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。

⑵特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。

⑶特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式または特約元金型定額方式に変更すること。

⑷特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。

⑸特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボーナス月加算額を変更すること。

２前項第２号または第５号の変更については、会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第２項および第３項を準用します。

３第１項第４号および第５号のうち指定金額の変更については、第５条（指定金額）第２項および第３項を準用します。この場合において第５条第３項に「第８条第２項に定めるところにより」とあるのは、「第８条第２項に定めるところによりまたは第９条第１項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第１項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。

４第１項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以降変更されるものとします。

第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）

１本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に１円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。

●所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

2 前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額（100円未満切捨て）をいいます。
3 本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条（特約元利型定額方式の支払額）
1 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
2 前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条（特約元金型定額方式の支払額）
特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条（特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額）
1 特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによるものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、第8条第2項第3号に基づき、特約リボルビング払いの支払方式が特約ボーナス併用リボルビング払いとなった場合	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法の別に応じて、第8条第2項第1号または第2号を準用して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、第9条第1項第2号に基づき特約リボルビング払いの支払額の算定方法を特約ボーナス併用リボルビング払いに変更した場合	第9条第1項第2号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いに変更する直前の特約リボルビング払いの支払額の算定方法
(3)	第9条第1項第5号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法を変更した場合	当該変更時に選択した平月における支払額の算定方法

2 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払額の算定方法の別に従い、第11条または第12条によって定まる平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日においては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における支払額算定方法	判定基準	ボーナス月支払額
(1)	特約元利型定額方式	(指定金額＋ボーナス月加算額)＜(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料)	指定金額＋ボーナス月加算額を加算した金額
(2)		(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料)≦(指定金額＋ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料
(3)	特約元金型定額方式	(指定金額＋ボーナス月加算額)＜当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額	指定金額＋第14条で定まるショッピング利用手数料＋ボーナス月加算額を加算した金額
(4)		当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額≦(指定金額＋ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額＋第14条で定まるショッピング利用手数料

3 前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

4 第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のものとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条（支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項）第2項の規定により指定されまたは変更された後のものによります。

第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）

1 第11条から第13条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第10条で定まるショッピング利用手数料の額とします。

2 前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で日々定まる額の合計額（1円未満切捨て）とします。ただし、以下の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するものとします。

●(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条（特約リボルビング払いの臨時加算支払）

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条（事務処理の都合による締切日の変更）
会員規約第105条（事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更）第１項の場合には、第10条（本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法）第２項および第３項の締切日は、会員規約第105条第１項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）
特約本人会員が、会員規約第112条（約定支払日前の弁済およびその手続）に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条（約定支払日前の弁済ができる範囲）第４項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条の規定を準用して計算するものとします。

第18条（特約本人会員による楽Payサービス利用の終了）
１楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。
２前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条（当行による楽Payサービスの適用終了）
当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しまたはWEBサービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。
⑴本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が０円となったとき。
⑵会員規約第39条（分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用）第２項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
⑶会員規約第40条（割賦取引利用可能枠の範囲での利用）第１項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
⑷特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条第２項または第13条第３項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
⑸当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しまたはこれらのおそれがあるとき。
⑹楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条（楽Payサービス登録解除の効果）
１第18条または第19条の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第７条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。
２前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第８条第１項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ（ただし、元利型定額方式にあっては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあっては指定金額を支払元金額とします。）により支払うものとします。この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第１号および第２号を準用します。

	楽Pay登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額算定方法	楽Pay登録解除後のショッピング利用に係るリボルビング払いの支払額算定方法
⑴	特約元利型定額方式	元利型定額方式
⑵	特約元金型定額方式	元金型定額方式

(3)	特約ボーナス併用リボルビング払い	ボーナス併用リボルビング払い

3 楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条に定めるところに従い計算するものとします。第14条（約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料）、第16条（事務処理の都合による締切日の変更）および第17条（約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算）の規定は、楽Pay登録が解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条（本特約の変更）

会員規約第126条第１項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。

別紙A　「楽Pay」特約定義集

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定された金額であって、特約リボルビング払いの毎月の約定支払額を定めるために用いられるものをいいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族会員をいいます。
(3)	特約ショッピングリボ残高	任意の時点における、楽Pay登録日までのショッピング利用により本人会員が負担するショッピングリボ残高（楽Pay登録後に支払方式がボーナス一括払いからリボルビング払いに変更されたことによるものを含みます。）と本サービス利用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽Payサービスが適用される本人会員をいいます。
(5)	特約リボルビング払い	毎月の約定支払日における支払額の算定方法につき、本特約に定められた内容によるものとするリボルビング払いをいいます。
(6)	本サービス利用代金等	楽Payサービス期間中に新たに負担した金銭債務のうち、ショッピング利用手数料の計算につき本特約に定められた内容によるものとして本特約に定められた金銭債務をいいます。
(7)	楽Payサービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビング払いとするとともに、本サービス利用代金等につき本特約に定められた内容によりショッピング利用手数料を計算することとするサービスをいいます。
(8)	楽Payサービス期間	楽Pay登録日の翌日以降本特約の定めにより楽Pay登録が解除される日の満了までをいいます。
(9)	楽Pay登録	本人会員が特約本人会員であることを当行のシステムに記録することをいいます。
(10)	楽Pay登録期間	楽Pay登録がされた時点から、本特約の定めに従い楽Pay登録が解除された時点までをいいます。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（定義）

1 本同意条項において、個人信用情報機関とは、個人の支払能力または返済能力（以下「支払能力等」といいます。）に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、加盟個人信用情報機関とは、個人信用情報機関のうち株式会社北洋銀行（以下「当行」といいます。）が信用情報提供契約を締結している者、提携個人信用情報機関とは、加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関であって加盟個人信用情報機関以外の者をいいます。

2 前項に定めるもののほか、本同意条項で用いる語句は、特に定めがあるものを除き、個人会員規約に定義された語句と同一の意義を有するものとします。

第2条（取引を遂行する目的での個人情報の取扱い）

1 本人会員および本人会員となろうとする者（以下これらを総称して「本人会員等」といいます。）は、当行が、以下の第1号から第3号に掲げる契約またはその申込に係る与信判断および与信後の管理その他以下の第1号から第3号までの契約に基づき行われる取引（付帯サービスなど、当行が提供するサービスに係るものを含みます。）を遂行するため、本件個人情報を取得、保管、記録および利用することに同意します。

⑴本契約

⑵ショッピングもしくはキャッシングサービスの利用に係る契約など本契約に基づく契約

⑶本人会員等と当行との間の本契約以外の契約

2 前項に定める本件個人情報とは、本人会員等または家族会員および家族会員として本契約に従い指定された者（以下これらを総称して「家族会員等」といい、本人会員等と家族会員等を総称して「会員等」といいます。）に係る個人情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報であって第4条に掲げる個人信用情報機関から提供を受けた個人情報、第7条に掲げる機微情報および法令、ガイドラインまたは適用ある自主規制規則により提供もしくは告知の求めが禁止される情報以外のものをいいます。

⑴氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Ｅメールアドレス、職業、勤務先（その所在地および電話番号等を含みます。）、家族構成、運転免許証その他の本人確認書類の記号番号、国籍、本邦の在留資格および在留期間その他会員等の属性に関する情報

⑵本人会員等の収入、資産ならびに負債の種類、内容および金額、生活維持費（居宅の所有関係その他生活維持費を判断するために必要となる情報を含みます。）その他の本人会員等の支払能力等に関する情報

⑶入会等の申込日、本契約の契約日、契約およびカードの種別、取引の目的、利用可能枠および本契約に従い支払口座として指定された預金口座に係る情報その他の本契約の申込、成立および内容に関する情報

⑷本契約に基づく契約の契約日、金額、支払方式、支払回数、利用加盟店名および手数料率その他の本契約に基づく契約の申込、成立および内容に関する情報

⑸本契約または本契約に基づく契約により本人会員が負担する債務の弁済日、弁済金額および弁済方法その他の本契約または本契約の履行に関する情報

⑹前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当行ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当行が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含む）

第3条（取引を遂行する目的以外の目的による本件個人情報の利用）

1 本人会員等は、当行が、本件個人情報（ただし、第2条第2項第2号の情報を除きます。）につき、以下の目的のために取得、保有および利用することに同意します。

⑴当行のクレジット関連事業における市場調査、商品開発

⑵当行のクレジット関連事業における広告または宣伝のための書面等の送付および電話等による営業案内

⑶当行が加盟店等から受託して行う広告または宣伝のための書面の送付および電話等による営業案内

2 当行のクレジット関連事業は、クレジットカードおよび融資等です。事業内容の詳細は、当行ウェブサイトまたは定款においてご確認いただけます。

3 当行が本契約に基づく当行の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することができるものとします。

第4条（個人信用情報機関）

1 当行の加盟個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0120-810-414	https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法および貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

2 提携個人信用情報機関は、以下のとおりです。

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社日本信用情報機構（JICC）	〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目４番１号 芝パークビルB館４階	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社日本信用情報機構（JICC）は、貸金業法に基づき指定を受けた個人信用情報機関です。

3 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業者名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

第5条（個人信用情報機関から個人情報の提供を受け利用することの同意等）

1 本人会員等は、当行が以下の各号に定める目的のため、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関に対して本人会員等の個人情報を照会し、これら個人信用情報機関に本人会員等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受けてこれを利用することに同意します。

⑴本人会員等の支払能力等を調査し、当行と本人会員等との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約の申込につき審査するため

⑵当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約を締結した後の途上審査として本人会員の支払能力等を調査するため

⑶当行と本人会員との間の本契約および本契約に基づく契約ならびにこれらに関連する契約につき、本人会員の支払能力等を調査し与信後の管理を行うため

2 前項に定める、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関から提供を受ける本人会員等の個人情報には、当該個人信用情報機関に加盟する与信事業者が、当該個人信用情報機関に登録した個人情報のほか、電話帳など一般に公開されているものに掲載されている情報、本人確認書類の紛失または盗難の事実その他の本人が当該個人信用情報機関に申告した情報または貸付自粛情報が含まれます。貸付自粛情報とは、本人またはその親族のうち一定の範囲の者が、貸付けを行わないように求める旨を日本貸金業協会または全国銀行協会に申告した情報をいいます。

3 当行は、加盟個人信用情報機関または提携個人信用情報機関に登録されている個人の支払能力等に関する情報につき、割賦販売法または貸金業法に従い、支払能力等の調査の目的を達成するために必要な限度で利用するものとし、他の目的のためには利用いたしません。

第6条（個人信用情報機関に対する信用情報の提供等の同意）

1 本人会員等は、当行が、本契約に関する客観的な取引事実に基づく本人会員等に係る下表「登録される情報」欄①②③④記載の個人情報を加盟個人信用情報機関に提供し、加盟個人信用情報機関が下表に定める期間登録することに同意するものとします。

登録される情報	個人信用情報機関別の登録される期間	
	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	全国銀行個人信用情報センター
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間	
②本契約の申込に係る情報	当行が個人信用情報機関に照会した日から6 ヵ月間	当行が個人信用情報機関に照会した日から1年を超えない期間
③本契約または本契約に基づく契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間
④本契約または本契約に基づく契約に係る債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間	契約期間中および契約終了日（完済日）より5年を超えない期間

2 当行が加盟個人信用情報機関に登録する情報は、以下のとおりです。

⑴CICに対して

情報の項目	具体例
①本人を特定するための情報	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の本人確認書類の記号番号（ただし、個人番号および被保険者等記号番号等を除く。）等
②本契約の申込に係る情報	照会日、申込に係る契約の種別（申込区分）、契約予定額、支払予定回数等
③本契約または本契約に基づく契約に係る客観的な取引事実	契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名およびその数量/回数/期間、支払回数等
④支払状況に関する情報	利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等

⑵全国銀行個人信用情報センターに対して

情報の項目	具体例
①本人情報	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等
②本契約の内容およびその返済状況	借入金額、借入日、最終返済日、延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実
③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	
④官報情報	
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	
⑥本人申告情報	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等

3 本人会員等は、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員が、加盟個人信用情報機関から前項に定める個人情報の提供を受け、支払能力等の調査の目的の達成に必要な限度で利用することに同意します。

第7条（機微情報の取扱い）

1 当行は、会員等の機微情報につき、取得、利用および第三者提供いたしません。

2 前項の機微情報とは、信用分野における個人情報保護に関するガイドラインまたは金融分野における個人

情報保護に関するガイドラインに定める機微情報をいいます。機微情報は、上記各ガイドラインで除外されている場合を除き、以下の各号の情報が該当します。

⑴本人の人種、信条、社会的身分、病歴など個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）に定める要配慮個人情報

⑵労働組合への加盟、門地、本籍地および性生活に関する情報であって前号に該当しないもの

3 第１項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合には、当行は、以下の各号に掲げる範囲で機微情報を取扱うことができるものとします。ただし、第６号から第９号に掲げる場合であって、機微情報が前項第１号に属するものであるときには、あらかじめ本人の同意を得るものとします。

⑴法令に基づく場合

⑵人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑶公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

⑷国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑸学術研究機関等から学術研究目的で機微（センシティブ）情報を取得する必要がある場合（当該情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

⑹機微情報が記載されている戸籍謄本その他の本人を特定できる書類を本人特定のために取得、利用または保管する場合

⑺相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微情報を取得、利用または第三者提供する場合

⑻当行のクレジット関連事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微情報を取得、利用または第三者提供する場合

⑼機微情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

第8条（個人情報の公的機関等への提供）

当行は、法令の規定により個人情報の提出を求められた場合には当該法令の定める範囲でこれに応ずることがあります。また、本人会員等は、当行が国もしくは地方公共団体またはこれらから委託を受けた者その他これらに類する者から求められ公共の利益をはかるために特に必要がある場合、当行が当該公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第9条（個人情報の札幌北洋カード株式会社への提供）

会員等は、当行が会員規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う札幌北洋カード株式会社（以下「札幌北洋カード」といいます。）に対し、第２条第２項各号の個人情報を提供し、札幌北洋カードが本保証取引を含む札幌北洋カードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。

第10条（個人情報の開示・訂正・削除）

1 会員等は、当行に対し、保護法に定めるところに従い、自己に関する情報を開示等するよう請求することができます。開示等の請求をする場合には、第14条に規定するお問合せ窓口にご連絡ください。受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料などの開示等の請求の手続きの詳細についてお答えします。

2 会員等は、加盟個人信用情報機関の定めるところに従い、自己に関する登録された個人情報を開示するよう求めることができます。この場合の手続きその他の必要事項については、加盟個人信用情報機関にご連絡ください。

3 当行の保有個人データまたは当行が加盟個人信用情報機関に登録した個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は、保護法に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除等に応じます。

第11条（本同意条項に不同意の場合）

1 本人会員等が本同意条項第 2 条第 1 項の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約もしくは本契約以外の信用供与に係る契約の申込を拒みまたは締結済の信用供与契約を解除することができるものとします。

2 本人会員等が第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条の条項に同意しない場合には、当行は、本人会員等の本契約の申込を拒むことができるものとします。

3 本人会員等は、本同意条項のうち、第 2 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項および第 3 項ならびに第 8 条に定める同意につき、撤回することはできません。

4 本人会員等が第 3 条第 1 項の目的に同意せずまたは同意を撤回した場合であっても、当行は、これを理由として本契約もしくは本契約以外の信用供与契約の申込を拒みまたはこれらの契約を解除することはありません。ただし、これにより、当行または当行の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があります。

第12条（第3条第1項の同意の撤回）

1 本人会員等が、当行所定の手続きにより第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意を撤回した場合には、当行は、すみやかに当該本人会員等（当該本人会員等に家族会員等がある場合には、当該家族会員等を含みます。）に係る個人情報につき、第 3 条第 1 項各号の目的での利用を中止する措置をとるものとします。

2 第 3 条第 1 項の利用目的に対する同意の撤回の手続きは、第14条記載のお問合せ窓口にお問合せください。

3 第 1 項の規定にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、当行は当該各号に定める限度で、第 3 条第 1 項各号の利用目的による個人情報の取扱いを行うことができるものとします。

(1)	第 3 条第 1 項各号に定める目的での利用	同意の撤回の申出を受付けた後、当該申出に対応して利用を中止する措置を完了するまでの間
(2)	第 3 条第 1 項第 2 号または第 3 号のうち、広告または宣伝のための書面の送付	広告または宣伝を目的とした書面が、カード送付状、ご利用明細書その他業務上必要な送付物に同封されて送付される場合
(3)	第 3 条第 1 項第 2 号のうち、広告または宣伝のための書面等の送付	ご利用金額のご案内や事務上のご連絡など、当行の業務に関し広告または宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールに付随的に広告または宣伝が行われる場合

第13条（本契約の不成立または終了した場合における個人情報の利用）

1 本契約が不成立の場合であっても、その申込者に係る情報は、第 2 条、第 5 条および第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。

2 本契約が終了した場合には、その終了の理由がどのようなものであるかにかかわらず、当行は第 2 条に定める目的で会員等の個人情報を保有し、利用します。また、この場合には、本人会員等の個人情報につき、第 5 条および第 6 条に定める範囲で利用または提供されます。

第14条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや提供・利用停止・その他のご意見の申出につきましては下記当行お客様相談センターにご連絡ください。

なお、当行では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

株式会社北洋銀行　クレジットカードセンター　TEL0570-019-680

〒064-0808　札幌市中央区南 8 条西 8 丁目523北洋銀行東屯田センター 1F

第15条（条項の変更）

本同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

2025年12月 9 日改定

clover（Visa）特約　※一体型のみ

第1条（clover（Visa）一体型とは）

⑴clover（Visa）一体型（以下「本件カード」といいます。）とは、株式会社北洋銀行（以下「当行」といいます。）が発行するカードで、1枚のカードでclover（Visa）会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定めるサービス（以下「クレジットカードサービス」といいます。）とキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます。）に定めるサービス（以下「キャッシュカードサービス」といいます。）とをご利用できるものをいいます。

⑵本件カードにおいては、クレジットサービスは当行が、キャッシュカードサービスは当行が各々利用者に提供します。利用者はこの一体型カード規定（以下「本規定」といいます。）および会員規約ならびにカード規定を承認のうえ本件カードを利用していただくものとします。

⑶本件カードでは、キャッシュカードサービスをご利用いただく普通預金口座がクレジットカードサービスのお支払口座（以下「支払預金口座」といいます。）となります。なお、支払預金口座に指定することのできる口座は、当行所定の普通預金口座に限らせていただきます。

⑷本件カードのお申込みは、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行からお届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。

第2条（本件カードの貸与・回収について）

⑴本件カードの所有権は当行に帰属します。利用者へは、当行の承認のもとに貸与するものとし、利用者は善良なる管理者の注意をもってカードを利用・管理するものとします。

⑵利用者は本件カードを本人において利用するものとし、第三者に譲渡または質入れしてはならないものとします。

また、第三者に貸与すること、占有させることまたは使用させることをしてはならないものとします。

⑶当行から本件カードの請求があった場合は、利用者はその請求に従って本件カードを返却するものとします。

第3条（本件カードのお申込みおよび審査）

⑴本件カードのお申込みは、当行で受付けるものとします。

本件カードのクレジットカードサービスの利用のお申込みについては当行で会員資格の審査をさせていただくものとします。

⑵本件カードの交付は前項の会員資格の審査が終了した後になります。前項の会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）に限り、当行から本件カード申込書記載の連絡先に連絡させていただきます。

⑶審査結果がクレジットカード利用不可の場合には、当行のキャッシュカードを交付します。この場合、別途キャッシュカード発行のための申込書は必要ありません。

第4条（本件カードの作成および交付）

⑴前条により当行が利用者として承認した方（以下「契約者」といいます。）に、本件カードを交付します。

⑵当行は本件カードの作成について第三者に委託して作成することができるものとします。また、本件カードの交付についても当行が指定する委託先からお届出の住所宛へ郵送することができるものとします。

⑶本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行の口座店にご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本件カードのお申込みが必要となります。

第5条（本件カードの記載事項・有効期限）

⑴本件カードについては表面に次の事項を記載します。

①クレジットカード会員番号

②支払預金口座の口座番号

③契約者名（預金者名・会員名）

④カード有効期限

⑵前項の③の契約者名は、本件カードの申込書記載の契約者名または申込書記載のカード表記用のお名前で表記させていただきます。このお名前は当行にお届出の支払預金口座の口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本件カードのお申込みについては、支払預金口座の名義にかかわらず屋号付の名称や通称は受付けません。

⑶第１項の④のカード有効期限は、本件カードについてのクレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとに共通の有効期限です。当該有効期限経過後は、当該カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスのご利用はできなくなります。

⑷本件カードの交付を受けた場合は、直ちにカード裏面の所定の場所に契約者ご本人の署名をしてください。この署名はクレジットカードサービスのご利用の際に必要に応じて使用していただくものであり、この署名がない場合には、クレジットカードサービスをご利用いただけない場合があります。

第６条（有効期限更新時の取扱い）

⑴本件カードの有効期限が到来する場合、当行が引続き利用者として承認する契約者に対しては有効期限を更新した新しいカードを送付します。なお、本件カードの作成および交付については、第４条に準じるものとします。

⑵前項の場合において当行がクレジットサービスの有効期限の更新を承認しないときは、クレジットカードサービスとともに、本件カードによるキャッシュカードサービスも、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

⑶前項の場合において、特に契約者本人の届出がなくとも、当行は必要に応じて当行所定のキャッシュカードを発行し、届出住所宛に送付することができるものとします。この場合は、キャッシュカード用暗証番号を含め本件カードでの当行との間のキャッシュカードサービスに関する契約は、そのまま継続するものとします。

第７条（カードの盗難・紛失）

⑴契約者は、本件カードを盗難・紛失その他の事由により喪失した場合には、会員規約およびカード規定の定めるところにしたがって当行にすみやかに連絡するものとします。

⑵前項の場合において契約者から届出を受けた当行は、この届出に基づき当該カードの利用停止などの措置をとることがあります。

⑶第１項の連絡の後、契約者は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則として支払預金口座のある口座店になります。）で受付けるものとします。本件カードの喪失に伴うカード再発行のお申込みについても同様とします。また、この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

⑷第１項の連絡を受けた場合は、当行はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続にしたがって、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を一時停止します。当行のシステムが休止している間に連絡を受付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本件カードのご利用の安全を図るための措置であり、万が一カード喪失の連絡における契約者の誤りなどでカードが使用できないことが生じても、当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。

第８条（本件カードの使用不能）

⑴万が一本件カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行の取引店（支払預金口座のある口座店になります。）にご照会ください。

⑵本件カードの使用不能に伴ってカードの再発行が必要な場合には、契約者は本件カードの支払預金口座のある当行の口座店で所定の手続を行うものとします。

第９条（届出事項の変更について）

⑴住所、氏名、電話番号、勤務先など本件カードについての届出事項に変更があった場合には、契約者はす

みやかに当行所定の窓口（原則として支払預金口座のある口座店になります。）に所定の書面により届出るものとします。この所定の書面による届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。
⑵氏名に変更があった場合および支払預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、必ずカードを作成し直す必要がありますので、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
⑶前項の場合も含めて届出事項の変更によりカード再作成が必要となる場合には、新しいカードが交付されるまでの間は本件カードによるクレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用はできないものとします。これに伴って、万が一損害などが発生した場合でも当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。

第10条（本件カードのカード種類の変更など）
⑴本件カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードサービスのみを解約することはできません。この場合は本件カードを解約してあらためてクレジットカードサービスもしくはキャッシュカードサービスを申込むか、または本件カードとは別にそれぞれのサービスのお申込を行ってください。
⑵本件カードについての支払預金口座を当行以外の金融機関に変更することはできません。

第11条（本件カードの利用停止）
⑴当行は、契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したときまたは違反するおそれがあると判断したときには、クレジットカードサービスおよびキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。また、この場合において当行は契約者に特に催告することなく本件カードが利用可能な自動機や当行の加盟店を通じて本件カードの回収をすることができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
⑵本件カードのクレジットカードサービスの利用について、本件カードが契約者ご本人以外の者によって利用されている疑義が生じた場合、契約者ご本人のクレジットカード会員番号が第三者に流用されている疑義が生じた場合、またはその他本件カードの利用について第三者による不正使用の疑義が生じた場合には、当行は本件カードによるクレジットカードサービスによる取引の安全を確保するため、当該契約者ご本人に係る本件カードのクレジットカードサービスの利用を停止することができるものとします。但し、当行はサービスの利用の停止について、事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、一切責任を負いません。
⑶前項の場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスについても利用を停止することができるものとします。但し、当行はサービスの利用の停止について事前にまたは事後の場合は遅滞なく契約者に連絡するものとします。
⑷本件カードのキャッシュカードサービスの利用について、第２項に記載された疑義が生じた場合には、当行は第３項と同様にキャッシュカードサービスの利用を停止することができるものとします。

第12条（本件カードの解約・会員資格の取消について）
⑴契約者は本件カードをいつでも解消することができます。但し、解約にあたっては当行所定の書面を当行所定の窓口（原則として支払預金口座のある口座店になります。）に提出してください。この場合、本件カードは当行に返却していただくか、本件カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ破棄してください。
⑵本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行が会員資格を取消すことができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行は、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。
⑶前項の他に、当行は契約者が本規定または会員規約もしくはカード規定に違反したと認めた場合には、本件カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約できるものとします。

第13条（当行からの相殺）

⑴契約者がショッピング、並びにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、遅延損害金、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

⑵前第１項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により１年を365日とし、日割で計算します。

第14条（契約者からの相殺）

⑴契約者は支払期にある預金その他当行に対する債権とこの取引から生じる一切の債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。

⑵前第１項により相殺する場合、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出してください。

⑶前第１項により相殺した場合における債権債務の利息および遅延損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金利率については預金規定の定めによります。

第15条（本件カードの利用・機械の誤操作について）

⑴本件カードのご利用については、クレジットカードサービスとキャッシュカードサービスとをそれぞれ間違いのないように利用してください。

⑵本件カードのご利用について、自動機などに本件カードを挿入する方向を誤るなどによって取引が行われた場合であっても、本件カードが会員規約ならびに本規定、カード規定および自動機などの所定案内通りに利用されたうえは、当該取引は有効なものとして取扱います。当該取引の取消しまたは訂正はできません。

第16条（準拠法・規定の適用・合意管轄裁判所）

⑴本件カードに係る契約に関する準拠法は全て日本法とします。

⑵本規定において特に定めがない場合は、クレジットカードサービスについては会員規約を適用します。また、キャッシュカードサービスについては、カード規定、普通預金規定、総合口座取引規定、振込規定その他当行の定める規定を適用します。

⑶本規定によるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、札幌地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第17条（規定の改定）

本規定の変更について、当行から変更内容を通知した後または新規定を送付した後にカードを利用したときは、契約者が変更事項または新規定を承認したものとみなします。

clover保証委託約款

第1条（委託の範囲）

1. 私がcloverの申し込みを行うにあたり、株式会社札幌北洋カード（以下「保証会社」という）に委託する債務保証の範囲は、clover（JCB）を選択した場合は、clover（JCB）会員規約（以下総称して「clover契約」という）にもとづき、私が株式会社北洋銀行（以下「銀行」という）に対し負担するclover契約による債務、損害金その他一切の債務全部とし、clover（Visa）を選択した場合は、clover（Visa）会員規約（以下総称して「clover契約」という）にもとづき、私が株式会社北洋銀行（以下「銀行」という）に対し負担するclover契約による債務、損害金その他一切の債務全部とします。保証の方法は、保証会社と銀行の間に締結されている保証契約によるものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これにもとづいて銀行がclover（JCB）またはclover（Visa）を発行したときに成立するものとします。
3. 保証会社の保証債務は、clover契約の終了如何に係わらずclover契約にもとづいて私が銀行に対し既に負担する債務については、その弁済が終わるまで継続します。

第2条（原債務の弁済）

保証会社の保証を得て、clover契約にもとづいて銀行に負担する債務（以下「原債務」という）については、clover契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務の弁済をするものとします。

第3条（代位弁済）

1. 私が銀行とのclover契約に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は、保証会社が求償権または代位によって取得した権利を行使するときは、この契約の各条項のほか私が銀行との間に締結したclover契約の各条項を適用されても異議ありません。

第4条（求償権）

保証会社が当行に対して保証債務を履行したときは、私は以下の各号に定める金員を保証会社に支払います。

⑴保証会社が当行に代位弁済した金員

⑵保証会社が弁済のために要した費用

⑶前各号について、保証会社が当行に代位弁済した翌日から支払済みに至るまで年14.6%の割合（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算）による遅延損害金。

ただし、第１号の金員のうちショッピング２回払い、ボーナス１回払い、ショッピングスキップ払いおよび分割払元金（会員規約に基づき会員が分割払いを指定したショッピング利用代金をいう。）に係る代位弁済金に対する遅延損害金については、分割払元金に対し法定利率（年365日の日割計算。うるう年は366日の日割計算）を乗じた額を超えない金額とする。

⑷前各号の金員を請求するために要した費用

第5条（求償権ならびに保証料債権の事前行使）

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第３条の代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。

   ⑴弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。

   ⑵担保の目的物について差押（租税公課等の滞納処分としての差押を含む）または競売開始決定があったとき。

   ⑶保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。

   ⑷前各号に準ずるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、私は、保証会社に対する求償債務または原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとします。また、保証会社に対し担保の提供または原債務の免責を請求しません。ただし、私が求償債務を履行した場合には、保証会社は遅滞なくその保証債務を銀行に対し履行するものとします。

第6条（業務委託）
私は、銀行または保証会社が本約款に定める事務を、clover（JCB）を選択した場合は株式会社ジェーシービーに業務委託することを予め承認するものとし、clover（Visa）を選択した場合は、三菱UFJニコス株式会社に業務委託することを予め承認するものとします。

第7条（届出事項）
1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行および保証会社に届け出た事項に変更があったときは、私はただちに銀行を通じて保証会社に書面で届け出るものとします。
2. 私が前項の届出を怠ったため、銀行および保証会社が私から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、到着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第8条（報告および調査）
1. 私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに私および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は担保の状況、または私もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、銀行を通じて保証会社に報告するものとします。

第9条（成年後見人等の届出）
1. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を銀行を通じて保証会社へ書面によって届け出ます。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を銀行を通じて保証会社へ書面によって届け出ます。
3. すでに補助、保佐、後見の開始を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に保証会社に届け出ます。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に保証会社に届け出ます。

第10条（債権譲渡）
保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。）することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。

第11条（担保）
私は保証会社から担保もしくは保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。

第12条（債務の返済等に充てる順序）
私が保証会社に対し、本件保証による求償債権のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。ただし、上記の場合において、リボルビング払いの支払い停止の抗弁に係る充当順位は割賦販売法第30条の5によるものとします。

第13条（中止、解約、終了）
1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等にもとづき、保証会社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの契約による新たな保証供与を中止し、またはこの契約を解約または終了することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えることができるものとします。
2. この契約による新たな保証供与の中止、またはこの契約が解除されまたは終了した場合にも、保証会社の保証債務は、clover契約にもとづいて私が既に銀行から借入れた債務については、その弁済が終わるま

で継続します。
3. 前項の定めにかかわらず、第１項によりこの契約による新たな保証供与の中止またはこの契約の解約または終了の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

第14条（代わり証書等の差し入れ）
私が保証会社に差し入れたこの契約書またはその他の書類が、事変、災害、運送中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、保証会社の帳簿、伝票等の記録にもとづいてこの契約の債務の返済をするものとします。なお、保証会社の請求があればただちに代わりの契約書その他書類を差し入れるものとします。この場合に生じた損害については保証会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、私が負担します。

第15条（印鑑照合）
保証会社または銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印鑑を私および保証人の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、保証会社または銀行は責を負わないものとします。

第16条（費用の負担）
次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。
①抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
②担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
③私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
（訴訟費用および弁護士費用を含む）。
④私が自己の権利保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用。
⑤この契約書ならびにその付帯書類（特約書、変更契約書等）にかかる印紙。

第17条（公正証書の作成）
私および保証人は、保証会社の請求があればただちにこの契約によるいっさいの債務の承認ならびに強制執行の許諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。

第18条（規定の改定）
保証会社ならびに銀行は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本約款を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定めたうえで、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。

第19条（合意管轄）
この契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じたときは、保証会社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第20条（完済後の保証委託契約書の扱い）
原債務の返済が終了した後６カ月以内に私より特段の申し出がない場合は、保証会社は私に通知することなく、保証委託契約書および付帯書類を破棄処分することができるものとします。

2020年３月31日改定
※本約款の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。

キャッシュカード規定（個人用）

1.（カードの利用）
普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
⑴当行の現金自動預金機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金
（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
⑵当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
⑶当行の自動振込機（振込みを行うことができる現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
⑷当行所定の支払機を使用して他の預金に振替をする場合。
⑸総合口座取引の普通預金について発行したキャッシュカードにより、総合口座の定期預金（以下「定期預金」といいます。）の払戻しをする場合および定期預金の満期時における解約を予約する場合。
⑹その他当行所定の取引をする場合。

2.（預金機による預金の預入れ）
⑴預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
⑵預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。
また、１回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（支払機による預金の払戻し）
⑴支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
⑵支払機による預金の払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。
なお、１日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
⑶70歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、前項の金額について引き下げすることがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは当行所定の金額の範囲内で金額を変更することができます。
⑷支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第１項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
⑸当行の支払機を使用して定期預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと通帳両方を挿入し、届出の暗証および金額等を正確に入力してください。（カードのみでの払戻しは、できません。）
１回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とし、払戻金は総合口座の普通預金に入金いたします。
なお、不適切なカードの使用または当行が必要と認めた場合等は、払戻しを停止させていただく場合があります。

4.（振込機による振込）
⑴振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。
この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
⑵70歳以上の方で一定の要件に該当する場合は、振込機能を停止することがあります。この場合、当行の窓

口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときは停止を解除することができます。

5.（支払機による他預金への振替）

⑴支払機を使用して振替資金を預金口座からの振替により払戻し、他の預金へ振替えをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードと振替先口座の通帳を挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。

この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

ただし、当行の支払機を使用して定期預金を払戻すと同時に総合口座の普通預金へ振替えをする場合には、本条項によらず、第３条第４項の手続きによるものとします。

⑵支払機による振替は、１円単位とし１回あたりの振替金額および使用できる通帳の種類等は、当行所定の範囲内とします。

6.（自動機利用手数料等）

⑴預金機を使用して預金の預入れをする場合、および支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の預金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

⑵前項⑴の自動機利用手数料は、預入れ時または預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

⑶振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7.（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

⑴代理人（１名に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。

この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

⑵代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

⑶代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。ただし、代理人による定期預金の払戻しはできません。

8.（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

⑴停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

⑵停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

⑶前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（署名）、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

⑷停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9.（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

10.（カード・暗証の管理等）

⑴当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

⑵カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

⑶カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11.（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12.（盗難カードによる払戻し等）

⑴カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

⑵前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

⑶前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑷第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13.（カードの紛失、届出事項の変更等）
⑴カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。
⑵暗証および代理人カードを発行している場合の代理人カードの暗証は、前項によるほか、預金機、支払機および振込機（以下「自動機」といいます。）を使用して変更することができます。当行が自動機を使用して変更できる届出事項を追加するときは、あらかじめその旨および取扱開始の日時を店頭に掲示するものとし、また取消すときも同様にお知らせします。
⑶代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、自動機を使用するものとします。

14.（カードの再発行）
⑴カードの盗難、紛失の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
⑵カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）
預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。
なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

16.（解約、カードの利用停止等）
⑴預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
⑵カードの改ざん、不正使用、第17条の規定に違反した場合など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。
この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
⑶次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
①17条に定める規定に違反した場合
②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

17.（譲渡、質入れ等の禁止）
カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18.（規定の適用）
この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

19.（規定の変更等）
⑴当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
⑵前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以　上
（2023年１月１日現在）

ICカード特約

1.（特約の適用範囲）
ICカードとは、ICチップで取引ができるキャッシュカードをいい、この特約は、ICカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。この特約は、「キャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとします。

2.（ICカードの利用）
⑴ICカードの利用は、以下の現金自動支払機（現金自動預入・引出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）で利用できます。
・当行の支払機のうちIC対応している支払機
・ICチップによる取引を提携している提携先（当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等）の支払機で「IC対応」している支払機
⑵前項の場合、磁気ストライプが併載されているICカードであってもICチップによる取引となります。前項以外の支払機の利用は磁気ストライプが併載されているICカードであれば、磁気ストライプによる取引が可能です。

3.（１日あたりの利用限度額）
ICチップによる取引における１口座１日あたりの利用限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。
利用限度額は当行所定の方法により、当行所定の金額の範囲内で変更できます。

4.（故障等の対応）
前記２．⑴に規定されたIC対応支払機が故障した場合、ICチップ機能に障害が生じた場合等において、ICチップによる取引やその他の提供機能の利用ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されているICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。

5.（特約の変更等）
⑴当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。
⑵前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以　上
（2023年１月１日現在）

デビットカードサービス規定

第1章　デビットカード取引

1.（適用範囲）

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行がキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。

②規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。

③規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2.（利用方法等）

⑴カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引にかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカード端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

⑵端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。

⑶次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②１回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合

③購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合

⑷次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。

①１日あたりのデビットカード取引金額（第２章におけるCOデビット取引、第３章（第３章第２条の準用規定等が適用される場合は第１章と読み替える。）におけるデビットカード取引を含みます。）が当行の定めた範囲（ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）を超える場合

②１日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合

③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

④カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑸カードによるデビットカード機能をご希望されない場合は、デビットカードの機能を停止することもできます。機能の停止をご希望の場合は、当行所定の方法により当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

⑹当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3.（デビットカード取引契約等）
前条第１項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金の引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4.（預金の復元等）
⑴デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落とされた預金相当額の金額の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
⑵前項にかかわらず、デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれをうけて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。
⑶第１項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
⑷デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第１項から前項に準じて取扱うものとします。

5.（読替規定）
カードをデビットカード取引に利用する場合は、キャッシュカード規定（個人用）およびキャッシュカード規定（法人用）（以下これらを「キャッシュカード規定」といいます。）を準用することにお客さまは同意するものとします。キャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。キャッシュカード規定（個人用）第７条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第７条第１項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第９条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第８条）中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第10条第１項（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第10条第２項）中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第11条）中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

第２章　キャッシュアウト取引

1.（適用範囲）
次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下「COデビット取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

①機構所定のキャッシュアウト加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構にCO直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定のCO直接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「CO直接加盟店」といいます。）であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
②規約を承認のうえ、CO直接加盟店と規約所定のCO間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの
③規約を承認のうえ機構にCO任意組合として登録され加盟店銀行とCO直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該CO加盟店におけるCOデビット取引を当行が承諾したもの

2.（利用方法等）
⑴カードをCOデビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（CO加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
⑵次の場合には、COデビット取引を行うことはできません。
①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
②１回あたりのカードの利用金額が、CO加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
⑶次の場合には、カードをCOデビット取引に利用することはできません。
①１日あたりのデビットカード取引金額（第１章、第３章におけるデビットカード取引を含みます。）が当行の定めた範囲（ただし、当行が別途定めた金額のうちから、お客さまが指定された場合には、その金額）を超える場合
②１日あたりのカードの利用金額（キャッシュカード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
③当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
④カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
⑤そのCO加盟店においてCOデビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
⑥第３条に定義するCOデビット取引契約の申込みが明らかに不審と判断される場合
⑷購入する商品または提供を受ける役務等が、CO加盟店がCOデビット取引を行うことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、COデビット取引を行うことはできません。
⑸CO加盟店においてCO加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
⑹当行がCOデビット取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、COデビット取引を行うことはできません。
⑺CO加盟店によって、COデビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3.（COデビット取引契約等）
前条第１項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「COデビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4.（預金の復元等）
⑴COデビット取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、COデビット取引契約が解除（合意解除

を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せてCOデビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO加盟店以外の第三者（CO加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。

⑵前項にかかわらず、COデビット取引を行ったCO加盟店にカードおよびCO加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元をCO加盟店経由で請求し、CO加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をCOデビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。CO加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたはCO加盟店にカードを引き渡したうえCO加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、COデビット取引契約の解消は、１回のCOデビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかるCOデビット取引契約を解消することもできません。）。

⑶第１項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。

⑷第２項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。

⑸COデビット取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第１項から前項に準じて取扱うものとします。

5.（不正なキャッシュアウト取引の場合の補償）

偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害（取引金額、手数料および利息）の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行うものとします。

6.（COデビット取引に係る情報の提供）

CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落および超過引落、不正な取引等の事故等（以下「事故等」といいます。）が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。

7.（読替規定）

カードをCOデビット取引に利用する場合は、キャッシュカード規定を準用することにお客さまは同意するものとします。キャッシュカード規定の準用にあたっては、次のとおり各規定を読み替えます。キャッシュカード規定（個人用）第７条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびCOデビット取引」と、同規定第７条第１項中「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替および振込の依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・他預金への振替・振込の依頼およびCOデビット取引をする場合」と、同規定第９条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第８条）中「窓口でカードにより取り扱った場合」とあるのは「COデビット取引をした場合」と、同規定第10条第１項（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第10条第２項）中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条（法人キャッシュカードの場合はキャッシュカード規定（法人用）第11条）中「預金機・支払機・振込機」とあるのは、「端末機」と読み替えるものとします。

第3章　公金納付

1.（適用範囲）

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます。）の支払いのために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落しを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2.（準用規定等）

⑴カードをデビットカード取引に利用することについては、第１章の2. ないし5. を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

⑵前項にかかわらず、第１章第２条第３項第３号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。

⑶前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

第4章　規定の変更等

⑴当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

⑵前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以　上

（2023年１月１日現在）

「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」ご利用規定

1.（適用範囲）

⑴「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）、若しくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行預金者本人が本人名義の当行キャッシュカード（当行がキャッシュカード規定に基づいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカード。以下「カード」といいます。）を提示することにより、後記３．⑴の預金口座振替契約の締結を行うサービスです。本サービスによる預金口座振替契約の締結については、この規定により取扱います。

⑵収納機関とは、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認の上、運営機構に収納機関として登録され、当行と預金口座振替による収納事務に関する契約に基づく預金口座振替受付事務の取扱いに関する契約を締結した法人または個人をいいます。

⑶本サービスは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者に限り利用することができます。

⑷尚、本サービスは、当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2.（利用方法等）

⑴本サービスを利用するとき、預金者は取扱窓口に設置された本サービスに係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、自らカードの磁気ストライプの電磁的記録を端末機に読取らせ、第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ端末機にカードの暗証番号と必要項目を自ら入力して下さい。

⑵本サービスの取扱いは、当行が定めた利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

⑶以下の各号に該当する場合、本サービスを利用することはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合

②取扱窓口に於いて購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

③本規定に反して利用された場合

⑷以下の各号に該当する場合、当該カードを本サービスに利用することはできません。

①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

②カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

3.（預金口座振替契約等）

⑴前記2.⑴により暗証番号の入力が行われ、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されたときに、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立すると共に、預金者・当行間で次の契約（以下「預金口座振替契約」といいます。）が成立するものとします。

①収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書等記載金額を当該口座から引落しの上収納機関に支払うことができるものとします。

②当行は、当座勘定規定または普通預金規定に拘らず、小切手の振出しまたは預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前号の引落しを行います。

③収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に於いて請求書等記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引落しの上、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

④収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引続き取扱うものとします。

⑵預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書面等により、本サービスでの申込内容を確認すると共に、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）の内容を確認するものとし、確認書が自己の意思に沿わない場合には、直ちに確認書記載の問合せ先に連絡して下さい。
⑶預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。尚、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は当該契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4.（本サービスの機能を停止する場合）
⑴本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申し出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申し出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
⑵尚、前項による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約については前記3.⑶によらない限りその終了・解除はなされません。

5.（免責事項）
⑴次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
②当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにも拘らず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた時
③収納機関の責めに帰すべき事由があったとき
⑵当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をした上は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この口座振替契約受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
⑶本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6.（規定の変更等）
⑴当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
⑵前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

7.（規定の準用）
この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書等により取扱います。

以　上
（2023年１月１日現在）

北洋銀行

※お客さまのご利用可能枠、手数料率、融資利率は「カード発行のご案内」をご覧ください。
※会員規約に同意いただけない場合は、退会の手続きをとらせていただきますので、その旨を
お書き添えのうえカードを半分に切って当行までご返却ください。

2025年12月9日改定
B00064

2025 年 12 月 9 日改定

ETC カード利用規定

第 1 条（用語の定義）

本規定において、以下の各号に掲げる語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとし、本規定中に定めのない語句で会員規約中に定めのある語句は、会員規約中に定められた意義を有するものとします。

1. 「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用に第 3 条に定める方法により発行される IC カードをいいます。
2. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号）第 2 条第 1 項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）をいいます。
3. 「ETC システム」とは、道路事業者所定の料金所において ETC 利用者が ETC カードおよび車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して道路事業者所定の料金（以下「通行料金」といいます。）の支払いを行うシステムをいいます。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で通行料金決済に必要な情報の通信を行うための装置をいいます。
5. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線により必要情報を授受する装置をいいます。
6. 「ETC 多目的利用サービス」とは、あらかじめ当該サービスの利用のための登録を受けることなく ETC カードおよび車載器を用いて ETC カードの情報等を無線で送受信することにより、道路事業者が定める道路等以外の施設であって別途当該サービスを運営する者が指定するものの利用料金等を支払うことができるサービスをいいます。
7. 「会員」とは、三菱 UFJ ニコス株式会社または三菱 UFJ ニコス株式会社が指定するカード発行会社（以下、三菱 UFJ ニコス株式会社および三菱 UFJ ニコス株式会社が指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」といいます。）の会員規約（個人会員規約、法人会員規約を含み、以下総称して「会員規約」といいます。）を承認のうえ、当社所定の方法で入会等を申込み、当社が入会等を承認したことにより、会員規約に規定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の貸与を受けている本人会員ならびに家族会員または法人会員ならびにカード使用者をいいます。
8. 「ETC 会員」とは、会員規約および本規定を承認のうえ、当社所定の方法で ETC カードの発行を申込み、当社が発行を承認したことにより ETC カードの貸与を受けている会員をいいます。

9. ETC 会員のうち、会員規約に定める本人会員を「ETC 本人会員」、家族会員を「ETC 家族会員」、法人会員を「ETC 法人会員」およびカード使用者を「ETC カード使用者」といいます。なお、本人会員が ETC カードの貸与を受けていない場合であっても、家族会員が「ETC 家族会員」であるときには、本人会員を「ETC 本人会員」とします。法人会員が ETC カードの貸与を受けていない場合であっても、カード使用者が「ETC カード使用者」であるときには、法人会員を「ETC 法人会員」とします。
10. 「本契約」とは、本規定を内容とする当社と ETC 会員との間の契約をいいます。

第 2 条（名称）

当社が発行する ETC カードの名称は ETC カード（以下「本カード」といいます。）とします。

第 3 条（本カードの発行・利用）

1. 当社は、本カードを ETC 会員が指定し当社が認めたクレジットカード（本カード発行の申込と同時にクレジットカードの入会等申込を行った者に対して発行、貸与されたカードを含むものとし、以下「指定カード」といいます。なお、ETC 会員に貸与されているクレジットカードが複数ある場合には、本カード申込時において当社所定の方法により本人会員または法人会員が指定したクレジットカードのみを指すものとします。以下同じ。）に付帯して発行し、貸与します。なお、ETC 会員は本カード受領後ただちに本カードの署名欄に自署するものとします。ただし、本カードに署名欄がない場合にはこの限りでありません。
2. ETC 会員は、道路事業者が定める ETC 利用可能道路において、本カードを利用することで、指定カードを利用したものとして、指定カードに係る会員規約に定める決済サービスを受けることができます。

第 4 条（本カードの新規発行手数料）

ETC 本人会員または ETC 法人会員は、当社に対し、会員規約に定める年会費とは別に、第 3 条第 1 項に定める ETC カード発行の対価として、申込書および WEB サイト等に記載する所定の新規発行手数料を支払うものとします。新規発行手数料は、退会または ETC 会員資格の取消となった場合その他理由の如何を問わず返却いたしません。

第 5 条（本カードの管理）

1. 本カードの所有権は当社に属し、ETC 会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよびカード情報を使用し保管しなければなりません。
2. 本カードは、所定の署名欄に自署した ETC 会員本人のみが利用でき、他人に貸与、寄託、譲渡もしくは担保提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。
3. 前項に違反して本カードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規定ならびに会員規約を適用し、すべて ETC 本人会員または ETC 法人会員がその責任を負うものとします。
4. 本カードの有効期限は、指定カードと別に当社が指定する月の末日までとし、本カード

の表面に表示します。なお、本カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き ETC 会員として適当と認めた方に、有効期限を更新した本カードを送付します。

第 6 条（利用可能枠）

1. 本カードの利用可能枠は、指定カードの利用可能枠と合算して、指定カードに係る会員規約により当社が審査し決定したカード利用可能枠（以下「利用可能枠」といいます。）の範囲内とします。
2. ETC 本人会員または ETC 法人会員は、ETC 会員が利用可能枠を超えて本カードを利用した場合も、当然に当該超過分を含めたご利用代金全額の支払義務を負うものとします。

第 7 条（解約・解除）

1. ETC 会員は本契約を解約する場合、当社所定の解約手続きを行うとともに、本カードをただちに当社に返却するものとします。
2. ETC 会員が指定カードを退会し、または指定カードの会員資格を喪失した場合は、当然に本契約も解約となり、当該 ETC 会員に貸与された本カードは当然に失効します。なお、この場合、当該 ETC 会員に係る家族会員もしくはカード使用者に貸与されている本カードも同様に当然に失効します。この場合、ETC 会員は、本カードについて別途当社所定の解約手続きを行う必要はありませんが、解約後本カードをただちに当社に返却するものとします。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合、第 1 号から第 5 号においては何ら催告なく、第 6 号においては義務の履行を催告し、相当期間内にその義務の履行がされない場合に、本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、本カードは当然に失効し、ETC 会員はただちに本カードを当社に返却するものとします。
   （1）ETC 会員が当社に対し届出るべき事項に関し届出を怠り、または虚偽の届出を行った場合。
   （2）ETC 会員に、指定カードに係る会員規約に定める会員資格の喪失事由が発生した場合。
   （3）ETC 会員が本規定または会員規約に違反し、その違反が重大である場合。
   （4）ETC 会員の本カードまたは指定カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。
   （5）当社が ETC 会員に対し有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。
   （6）前各号に掲げる場合を除き、ETC 会員が本規定または会員規約に違反した場合（ただし、当該違反が軽微である場合を除きます。）。
4. ETC 本人会員または ETC 法人会員は、前三項による解約または解除の後に ETC 会員が本カードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

第 8 条（利用方法）

1. ETC 会員は本カードを車載器に挿入し、車載器と路側システム間で必要情報を無線通信

することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。なお、入口と出口で、同一の車載器に同一の本カードを挿入し利用しなければなりません。

2. ETC 会員は、当社が認めた場合および道路事業者所定の ETC マークのある料金所（以下「料金所」といいます。）において、本カードを提示することにより、通行料金の支払いを行うことができるものとします。

第 9 条（利用料金決済）

1. 本カードのご利用代金の支払方式は、1 回払いとします。ただし、指定カードの支払方式に別途特約の定めがある場合は、当該特約の支払方式によるものとします。
2. ETC 本人会員または ETC 法人会員は、本カードご利用代金を、指定カードのご利用代金と合算して、指定カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に定めるご利用明細書と別に、本カードのご利用代金のみを記載したご利用明細書が発行されることはありません。
3. 当社からのご利用代金のご請求は、道路事業者の請求データにもとづくものとします。なお、当該道路事業者の請求データについて疑義がある場合は、ETC 会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。
4. 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により道路事業者が自ら通行料金を ETC 会員から徴収することがあります。

第 10 条（再発行）

1. 本カードの再発行は、当社が認めた場合に行います。なお、この場合、ETC 本人会員または ETC 法人会員は当社所定の手数料を支払うものとします。
2. 本カードの再発行により本カードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する ETC マイレージサービス、有料道路身体障がい者割引制度などの登録型割引制度を利用する ETC 会員は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでの本カードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、本カードの利用が割引対象とならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（本カードの利用停止など）

1. ETC 会員が、本規定または会員規約に違反した場合、本カードまたは指定カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合、指定カードの有効期限が更新されない場合には、当該事象が解消されるまでの間、当社は、ETC 会員に通知することなく本カードまたは指定カードもしくは両カードの利用停止など会員規約のカード等の利用停止に関する条項等に定める措置をとることができるものとします。
2. 第 1 項に定める本カードの利用停止の措置または第 7 条にもとづく解約・解除の措置を原因として道路上で事故や第三者との紛争が発生した場合であっても、当社はこれを解決しもしくは損害を賠償する等の責任を一切負わないものとし、ETC 会員自身が自己の費用と責任でこれを解決するものとします。また、ETC マイレージサービス、有料道路

身体障がい者割引制度などの登録型割引制度が割引対象とならないことにより、ETC 会員が被った損失、損害についての責任も当社は一切負わないものとします。

第 12 条（本カードの盗難、紛失および損害の補てん）

1. ETC 会員が、本カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合は、ただちに電話等により当社へ連絡のうえ所轄の警察に届け、かつ当社が請求したときには当社所定の喪失届を提出するものとします。また、本カードの盗難、紛失の場合の支払いの責任は、会員規約のカード盗難、紛失に関する条項によるものとします。
2. 本カードを車内に放置していた場合、盗難、紛失について ETC 会員に重大な過失があったものとみなします。

第 13 条（当社の免責）

1. 当社は、本カードのご利用代金の決済に関する事項を除き事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故や第三者との紛争、ETC システムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、事由の如何を問わず、道路事業者等、当社以外の事業者が実施する ETC システムを利用したサービスや割引制度が適用にならないことにより ETC 会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 前二項の規定は、前二項に規定する事由が当社の責に帰すべき事由により生じた場合には適用されないものとします。

第 14 条（ETC 多目的利用サービス）

本規定の他の定めにかかわらず、ETC 会員は、本カードを ETC 多目的利用サービスのために用いることができます。ETC 会員が ETC 多目的利用サービスを利用する場合には、本規定のほか ETC 多目的サービス運営事業者の定める ETC 多目的利用サービスに関する規程に従うものとします。

第 15 条（利用規程の遵守）

ETC 会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程、ETC システム利用規程実施細則ならびに車載器業者が定める取扱い方法を遵守し、本カードを利用するものとします。

第 16 条（準用規定）

本規定に定められていない事項については、会員規約によるものとします。

第 17 条（個人情報の取扱いに関する同意事項）

ETC 会員は、第 9 条第 4 項の場合において道路事業者が自ら料金を徴収するために、氏名、住所および電話番号その他 ETC 会員が当社に届け出た当該 ETC 会員の連絡先に係る情報を、当社が道路事業者に対して提供する場合があることに同意するものとします。

2025 年 12 月 9 日改定

WEB 明細チェック利用規定

本規定は、当社が、ご利用明細書の送付に代えて WEB 明細の方法で所定事項を提供するための登録手続その他本サービスの実施に関する細目等に関し必要な事項を定めるものです。本サービスの利用登録にあたっては、本規定をよくお読みください。

第1条 （定義）

1 本規定において、以下の各号に定められた語句は、それぞれ当該定められた意義を有するものとします。

(1)	カード	会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当社が発行するクレジットカードであって登録会員が貸与されているものをいいます。
(2)	会員規約	当社が締結するクレジットカード会員契約に適用されることを予定して当社が準備したクレジットカード会員規約をいいます。
(3)	対象会員	会員規約を内容とするカード会員契約に基づきカードの貸与を受けている者かつＷＥＢサービスの利用登録を受けているものをいいます。
(4)	当社	三菱 UFJ ニコス株式会社または同社が別途指定するクレジットカード発行会社であって、カードを登録会員となろうとする者に対して発行するものをいいます。
(5)	登録カード	カードのうち登録会員が WEB サービスの利用登録に際して指定したカードをいいます。
(6)	登録会員	対象会員であって、本サービスの利用登録を受けているものをいいます。
(7)	本サービス	会員規約に定めるところに従い、ご利用明細書の送付に代えて WEB 明細を提供するとともに、当社から、ご利用明細の内容が確定した旨の通知を、登録会員があらかじめ当社に対して申告したメールアドレス宛に送付することを内容とするサービスをいいます。

2 My Digital Connect 利用者規定中または会員規約中に定められた語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、My Digital Connect 利用者規定に定められている語句にあっては My Digital Connect 利用者規定に定められた意義を、My Digital Connect 利用者規定に定めがなく会員規約に定められた語句にあっては会員規約に定められた意義をそれぞれ有するものとします。

第2条　（本規定の適用および会員規約等との関係）

1　当社の本サービスについては、本規定、My Digital Connect 利用者規定および会員規約が一体として適用されます。

2　本規定に別段の定めがある条項を除き、本規定に定められた事項は、本サービスの提供を受けるための利用登録に関し会員規約に優先して適用されるものとします。

3　本サービスの利用登録に関し本規定に定めがない事項で My Digital Connect 利用者規定または会員規約に定めがある事項は、My Digital Connect 利用者規定に定められている事項については同規定が、My Digital Connect 利用者規定に定めがなく会員規約に定めがある事項については、会員規約の規定が適用されるものとします。

第3条　（本サービスの利用資格および利用者登録資格）

1　本サービスは、登録会員に限って受けることができます。

2　本サービスの利用登録は、対象会員に限って受けることができるものとします。

第4条　（本サービスの利用登録手続）

1　対象会員（対象会員となろうとする者を含みます。）が登録会員となろうとする場合には、当社 WEB サイトからカードを指定して利用登録を申し込むものとします。

2　前項の申込は、当社 WEB サイト上の所定のページに必要事項をもれなくかつ正確に入力して行うものとします。

3　当社は、第 2 項の申込を承諾する場合には、登録会員に対しその旨を通知するものとします。この場合において、登録会員となろうとする者が対象会員である場合には、当該通知の時点で登録会員となるものとし、会員となろうとする者である場合には、当社がその者の入会を承認しその旨を通知した時点または第 2 項の申込の承諾を通知した時点のいずれか遅い時点で登録会員になるものとします。

第5条　（本サービスの実施）

1　当社は、毎月の締切日後おおむね 10 日以内に、次回の約定支払日に係る WEB 明細を当社サーバーの登録会員専用サイトで登録会員が閲覧およびダウンロードすることができる方法で提供します。当該 WEB 明細の提供は、pdf 形式または csv ファイル形式で行うものとします。

2　当社は、登録会員が前項のファイルをダウンロードできるようになったときには、遅滞なくその旨を登録会員に対し、登録会員が WEB サービス利用登録の際当社に申告したメールアドレス（当該アドレスが変更された旨の届出があったときには変更後のアドレス）にあてて通知するものとします。

3　第 1 項の規定にかかわらず、会員規約に別段の定めのある場合または当社が別に定める場合には、当社は、ご利用明細を郵送することができるものとします。

第6条　（サービス提供の停止）

当社は、システムメンテナンスのために必要ある場合、停電もしくは通信障害が生じ

た場合その他当社の業務上必要がある場合には、予告なく本サービスの提供を中止することができるものとします。

第7条　（サービス内容等の変更および廃止）

1　当社は、当社が本サービスの内容または提供方法につき、相当の予告期間をもって当社 WEB サイト上で公表することにより、その内容もしくは利用できる登録会員を変更しまたはこれを廃止することができるものとします。

2　前項の規定にかかわらず、セキュリティその他のやむを得ない理由がある場合には予告期間を設けず本サービスにつきその内容を変更しまたは廃止することができるものとします。

第8条　（本サービスの利用登録の抹消）

1　登録会員は、当社所定の窓口に申し出ることにより、いつでも本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。

2　登録会員が本サービスの利用登録を抹消したときには、以後、当該会員に対し、会員規約に定めるところに従いご利用明細書が送付されるものとします。ただし、お申し出の時期によっては、ご利用明細書の送付が、お申し出後最初に到来する約定支払日の翌月の約定支払日に係るものから開始される場合があります。

3　前項本文の場合、登録会員であった者は、会員規約に定めるところに従いご利用明細書の発行および送付にかかる手数料をご負担いただきます。

第9条　（本サービスの利用登録の取消等）

1　当社は、登録会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、何らの催告をすることなく、当該登録会員の本サービスの利用登録を取り消すものとします。

(1)　退会その他の理由により登録会員が本サービスの利用登録に係るカードの会員資格を喪失したこと。

(2)　第 4 条（本サービスの利用登録）第 1 項に定める利用登録が当該利用登録に係る会員の意思に基づかないものであったこと。

(3)　登録会員の WEB サービスの利用登録が抹消され取り消されたこと。

2　当社は、前項第 2 号に該当するおそれがあると認めるときには、当該事由が解消されるまでの間、当該登録会員による本サービスの利用を停止することができるものとします。

2025 年 12 月 9 日改定

My Digital Connect 利用者規定

本規定は、当社が、登録会員等に対し付帯サービスとして提供する WEB サービス「My Digital Connect」に関し、必要な事項を定めるものです。本サービスのご登録にあたっては、本規定をよくお読みください。

第1条　（定義）

1　本規定において、以下の各号に定められた語句は、それぞれ当該定められた意義を有するものとします。

(1) カード等　カード会員契約に基づき当社が発行するクレジットカードまたは付与するカード情報をいいます。

(2) 会員規約　カード会員契約であってこれに基づき登録カード等が発行されまたは付与されたものの内容となる会員規約をいいます。

(3) 個人会員規約　当該会員規約の名称の如何にかかわらず、専ら個人との間で締結されるカード会員契約の内容となることを予定するものであって主として生計費決済を目的としてカード等が利用されるものとして当社が指定するものをいいます。

(4) 当社　三菱 UFJ ニコス株式会社または同社が別途指定するクレジットカード発行会社であって、カード等を登録会員等となろうとする者に対して発行しまたは付与するものをいいます。

(5) 登録カード等　カード等のうち登録会員等が WEB サービスの利用者登録に際して指定したカード等をいいます。

(6) 登録会員等　当社所定の手続に従い WEB サービスの利用者登録を受けている者をいいます。

(7) 登録本人会員　登録会員等のうち登録カード等の発行または付与を受けた地位が、個人会員規約を内容とするカード会員契約を締結した者であるものをいいます。

(8) 法人会員規約　当該会員規約の名称の如何にかかわらず、法人または個人事業主の役員、使用人その他これらに準ずる者がカード等を利用できることを定めた会員規約をいい、当該法人等がカード等の利用に基づき支払義務を負担することを定めるものであって当社が指定するものを法人会員規約（ビジネスカード用）と、カード等を利用する個人が当該支払義務を負担することを定めるものであって当社が指定するものを法人会員規約（コーポレート用・個人決済型）といいます。

2　会員規約中に定められた語句は、本規定中に別異に定められている場合を除き、会

員規約に定められた意義を有するものとします。

第2条　（本規定の適用および会員規約との関係）

1　当社の WEB サービスについては、本規定が適用されます。

2　本規定に別段の定めがある条項を除き、本規定に定められた事項は WEB サービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

3　WEB サービスに関し本規定に定めがない事項で会員規約に定めがある事項は、会員規約の規定が適用されるものとします。

第3条　（WEB サービス利用資格）

WEB サービスの利用は、登録会員等に限って行うことができるものとします。ただし、WEB サービスのうちご利用明細の提供については、登録会員等の地位を喪失した後も、当社所定期間利用できる場合があります。

第4条　（WEB サービス利用者登録）

1　WEB サービス利用者登録（以下「登録」といいます。）は、当社がカード等を発行しまたは付与する者であって以下の各号のいずれかに該当するものに限って受けることができるものとします。

(1) 個人会員規約または法人会員規約（コーポレート用・個人決済型）を内容とするカード会員契約に定められた会員

(2) 法人会員規約（ビジネスカード用）を内容とするカード会員契約に定められたカード使用者等

2　会員（前項第 2 号のカード会員契約の会員を除きます。以下本条において同じ。）またはカード使用者等（会員またはカード使用者等となろうとする者を含みます。）が登録会員等となろうとする場合には、当社 WEB サイトからカード等を指定して登録を申し込むものとします。

3　前項の申込は、当社 WEB サイト上の所定のページに必要事項をもれなくかつ正確に入力して行うものとします。

4　当社は、第 2 項の申込を承諾する場合には、登録会員等に対し ID を通知するものとします。この場合において、登録会員等となろうとする者が会員またはカード使用者等である場合には、当該 ID の通知の時点で登録会員等となるものとし、会員またはカード使用者等となろうとする者である場合には、当社がその者の入会等またはカード使用者等とすることを承認しその旨を通知した時点または当該 ID を通知した時点のいずれか遅い時点で登録会員等になるものとします。

第5条　（WEB サービスで提供されるサービス）

1　WEB サービスにより、登録会員等は、登録カードに係るカードの利用可能枠の照会その他の当社所定のサービスを受けることができるものとします。

2　WEB サービスにより、登録本人会員は、前項のサービスに加え、登録カードに係る以下のサービスその他の当社所定のサービスを受けることができるものとしま

す。

(1) 電磁的記録の提供の方法によるご利用明細の受領

(2) ポイントの交換申請

(3) 登録本人会員の住所、電話番号等の変更の申し出

3　前二項の規定にかかわらず、カード発行会社またはカード等の別などにより、提供を受けられないサービスがあります。

第6条　（WEB サービスの利用）

1　登録会員等が WEB サービスを利用する場合には、ID およびパスワードを入力して行うものとします。

2　登録会員等は、WEB サービスの利用にあたり、当社 WEB サイト上に掲出される当社 WEB サイト利用に関する注意事項に従わなければなりません。

第7条　（ID およびパスワードの管理等）

1　登録会員等（登録会員等となろうとする者を含みます。以下本条において同じ。）は、WEB サービスで用いるパスワードを指定するにあたり、登録会員等の身の回りから推知されやすいもの、字数の少ないものおよび規則性のあるものなど、脆弱なパスワードを指定してはならないものとします。

2　登録会員等は、ID およびパスワード（ワンタイムパスワードを含みます。以下本条から第 9 条までにおいて同じ。）を当該登録会員等以外の者に伝えまたは当該登録会員等以外の者に利用させてはならないものとします。また、ID およびパスワードにつき他人に知られることがないよう、善良なる管理者の注意をもって選択（ワンタイムパスワードを除きます。）、使用および管理するものとします。

第8条　（ID およびパスワードが不正利用されたおそれがある場合）

登録会員等は、登録会員等の ID およびパスワードが不正に利用されるおそれが生じた場合には、ただちに当社にその旨を届け出るとともにパスワードを変更するものとします。また、この場合、当社の指示があるときには当該指示に従うものとします。

第9条　（ID およびパスワードが利用された場合の登録会員等の責任）

1　ID およびパスワードが用いられて WEB サービスが利用された場合には、当社は、当該 ID に係る登録会員等により WEB サービスが利用されたものとみなすことができるものとします。

2　前項に定められた場合には、当社はこれにより登録会員等に損害が生じたときであっても賠償の責を負わないものとします。

3　前項の規定は、当社に故意または過失がある場合には適用されないものとします。ただし、登録会員等が事業としてまたは事業のために WEB サービスを利用する場合にはこの限りでありません。

4　第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、クレジットカード本人認証サービスの利用の場合に ID およびパスワードが用いられたときの責任は、会員規約の定める

ところによるものとします。

第10条　（登録事項の変更の届出）

登録会員等は、第 4 条（WEB サービス利用者登録）第 2 項に定めるところにより当社に申告した事項に変更が生じたときには、遅滞なくその旨および変更後の内容を届け出るものとします。

第11条　（サービス提供の停止）

当社は、システムメンテナンスのために必要ある場合、停電もしくは通信障害が生じた場合その他当社の業務上必要がある場合には、予告なく WEB サービスの提供を停止することができるものとします。

第12条　（サービス内容等の変更および廃止）

1　当社は、当社が WEB サービスの内容または提供方法につき、相当の予告期間をもって当社 WEB サイト上で公表することにより、その内容もしくは利用できる登録会員等の範囲を変更しまたはこれを廃止することができるものとします。

2　前項の規定にかかわらず、セキュリティその他のやむを得ない理由がある場合には予告期間を設けず WEB サービスにつきその内容を変更しまたは廃止することができるものとします。

第13条　（WEB サービス登録の抹消）

登録会員等は、当社所定の窓口に申し出ることにより、いつでも本サービスの利用登録を抹消することができるものとします。

第14条　（WEB サービス登録の取消等）

1　当社は、登録会等員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、何らの催告をすることなく、当該登録会員等の WEB サービス登録を第 1 号の事由にあっては取り消すことができるものと、第 2 号の事由にあっては取り消すものとします。

(1)　登録会員等が登録カード等につき第 4 条（WEB サービス利用者登録）第 1 項に定める会員またはカード使用者等の地位を喪失したこと。

(2)　第 4 条第 2 項に定める登録が当該登録に係る会員またはカード使用者等の意思に基づかないものであったこと。

当社は、前項第 2 号に該当するおそれがあると認めるときには、当該事由が解消されるまでの間、当該登録会員等による WEB サービスの利用を停止することができるものとします。

グローバルポイント利用規程

第 1 条（本規程）

1　本規程は、会員規約（第 2 条第 1 号に定義）を承認のうえ、三菱 UFJ ニコス株式会社(以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。)または三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社に入会を申込み（以下会員が入会を申込んだ会社を「当社」といいます。）、当社が入会を承認した会員が本カードにより商品・権利の購入またはサービスの提供を受けるショッピングを利用した場合に、そのショッピングの利用代金（以下「ショッピング利用代金」といいます。）に応じて、当社が本会員に対して付与する「グローバルポイント」の内容およびその特典（以下総称して「本サービス」といいます。）を会員が受けるための条件等を定めたものです。

2　会員は、本サービス以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることができません。

3　会員には、プラチナ会員、ゴールド会員、プレミオ会員、ゴールドエッジ会員、一般会員、学生カード会員等の区分（以下「会員区分」といいます。）があり、会員区分により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。

第 2 条（定義）

本規程で使用する用語の定義は次の各号に定めるとおりとし、本規程において特に定めのない場合は会員規約上の定義によるものとします。

(1) 「会員規約」とは、当社が定める個人会員に係る会員規約、および法人会員規約（ビジネスカード用）をいいます。

(2) 「本カード」とは、会員規約においてカードと定義されているクレジットカードをいい、そのうち、個人会員に係る会員規約に規定するクレジットカードを「個人カード」、法人会員規約（ビジネスカード用）に規定するクレジットカードを「法人カード」といいます。

(3) 「会員」とは、本カードを当社より貸与された、個人カードの本人会員および家族会員、法人カードの会員およびカード使用者等をいいます。

(4) 「本会員」とは、個人カードの本人会員および法人カードの会員をいいます。

(5) 「グローバルポイント」とは、会員によるショッピング利用代金に応じて、当社所定の計算に従い、当社が本会員にポイント（以下「ポイント」といいます。）を付与するプログラムをいいます。

第 3 条（グローバルポイントの内容）

1. 家族会員（個人カードの場合）のショッピング利用代金については、本会員のショッピング利用代金と合算のうえ、本会員にポイントを付与します。また、カード使用者等（法人カードの場合）のショッピング利用代金については、本会員にポイントを付与します。
2. 次の各号に定める代金については、ポイント付与の対象とするショッピング利用代金から除かれるものとします。また、第 7 条に定めるグローバル PLUS の集計対象とするショッピング利用代金および第 9 条に定めるバースデーポイントの付与対象とするショッピング利用代金についても同様とします。
   (1) 会員区分がプラチナ会員、ゴールド会員、プレミオ会員以外の本カードの年会費
   (2) 当社が提供するサービスの手数料および会費等
   (3) 本カードの再発行等に関する手数料
   (4) キャッシングサービス・各種ローンの融資金ならびにキャッシングサービス手数料およびカードローンの利息
   (5) リボルビング払い・分割払いのショッピング利用手数料
   (6) 前各号のほか、当社がポイントの付与および第 7 条に定めるグローバル PLUS の集計の対象外として定めた特定の商品・サービス等に係るショッピング利用代金および特定の加盟店でのショッピング利用代金

第 4 条（基本ポイントの付与）

1. 会員が支払方式として1回払いまたはボーナス一括払いを指定した場合、ショッピング利用代金の支払として、約定支払日に支払うべき約定支払額（1 千円未満切捨て）に対して、1 千円につき 1 ポイントを約定支払日に本会員に付与します。
2. 会員が支払方式として 2 回払いを指定した場合、ショッピング利用代金の支払として、各約定支払日に支払うべき各約定支払額（1 千円未満切捨て）に対して、1 千円につき 1 ポイントを各約定支払日に本会員に付与します。
3. 会員が支払方式としてリボルビング払いまたは分割払いを指定した場合およびリボルビング払いまたは分割払い以外を指定した後に本会員がこれを当社の承認のもとにリボルビング払いまたは分割払いに変更した場合、ショッピング利用代金（ショッピング利用手数料額を除いた元金額とし、1 千円未満切捨て）に対して、1 千円につき 1 ポイントを当該ショッピング利用代金にかかる支払いが開始される最初の約定支払日に本会員に付与します。
4. 前三項により付与したポイントを、基本ポイントといいます。

5. 会員が、ショッピング利用代金を取消した場合等、ポイント付与後にショッピング利用代金に増減が生じた場合には、これに応じてポイント数も増減するものとします。
6. 本会員が約定支払日に当社に対する約定支払額の支払いを怠った場合、当社は一旦付与したポイントを取消すことがあります。
7. 利用加盟店からの売上票到着時期による当社の本会員に対するショッピング利用代金の請求月のずれにより、ポイント付与月にずれが生じる場合や本規程に定める各種ポイント優遇制度の対象外になる場合があります。

第 5 条(ポイント数の通知)

1. 本会員に付与したポイント数およびポイント数の残高(商品等と交換した場合はその残ポイント数をいいます。)は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書(ご利用明細書が送付される場合に限ります。以下同じ)で本会員に通知します。
2. ショッピング利用代金の締切日(以下「締切日」といいます。)以降にポイント数の増減があった場合は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」または次回のご利用明細書においてポイント数を反映します。

第 6 条(ポイントの有効期限)

1. 会員区分がプラチナ会員のポイントの有効期限は付与月より 3 年間(36 ヶ月)とし、会員区分がプラチナ会員以外のポイントの有効期限は付与月より 2 年間(24 ヶ月)とします。

会員区分	プラチナ会員	プラチナ会員以外
ポイント付与日	N 年 M 月約定支払日	
ポイント有効期限	N+3 年 M 月 15 日	N+2 年 M 月 15 日

2. 有効期限が経過したポイントは、理由のいかんを問わず失効し、商品等との交換、有効期限の復元はできないものとします。

第 7 条(グローバル PLUS)

1. グローバル PLUS とは、本カードによる月間のショッピング利用代金に応じて、第 4 条に定める基本ポイントを優遇する制度で、次のとおりとします。

【プラチナ会員・ゴールド会員・プレミオ会員・ゴールドエッジ会員様】

月間のショッピング利用代金	優遇内容	適用名称
10 万円以上	基本ポイントの 50%分を追加付与 （小数点未満切り捨て）	PLUS50
3 万円以上 10 万円未満	基本ポイントの 20%分を追加付与 （小数点未満切り捨て）	PLUS20

【一般会員・学生会員様】

月間のショッピング利用代金	優遇内容	適用名称
10 万円以上	基本ポイントの 20%分を追加付与 （小数点未満切り捨て）	PLUS20
3 万円以上 10 万円未満	基本ポイントの 10%分を追加付与 （小数点未満切り捨て）	PLUS10

＊「月間」とは原則毎月 16 日から翌月 15 日までとします。

2. 本カードによる月間のショッピング利用代金の集計は当社にて自動集計します。
3. 利用加盟店からの売上票到着時期により、その月間のショッピング利用代金に集計されない場合があります。
4. 第 10 条に定めるスペシャルポイントは、グローバル PLUS の優遇対象とはならないものとします。
5. 第 1 項により付与したポイント数は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第 8 条（海外加盟店利用のポイント優遇）

1. 当社は、貸与されたカードに係る国際ブランドがアメリカン・エキスプレスブランドであって、会員区分がプラチナ会員である場合の会員の本カードによる海外のアメリカン・エキスプレスの加盟店（以下「海外加盟店」といいます。）でのショッピング利用代金に対し、当該ショッピング利用代金により付与される基本ポイント数に対し、基本ポイントとは別に当該基本ポイント数に 1.0 を乗じたポイント数を優遇ポイントとして本会員へ付与します。
2. 優遇ポイントは、基本ポイントを第 4 条に定める当該約定支払日に付与した同日に、本会員へ付与します。
3. 第 1 項により付与したポイント数は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第 9 条（バースデーポイント）

1. バースデーポイントとは、本カードのうちスヌーピーカードかつ会員区分がプレミオ会員の会員に適用され、本会員の誕生月における会員のショッピング利用代金に対して、ポイントの付与を優遇する制度です。
2. バースデーポイントは、本会員の誕生月の 16 日から翌月 15 日までのショッピング利用代金に応じた基本ポイント数に対して、1.0 倍のポイントとします。
3. バースデーポイントは、基本ポイントを第 4 条に定める約定支払日に付与した後、当該約定支払日の翌月の応答日に、当該基本ポイント数に前項記載の倍率を乗じたポイント数を優遇ポイントとして付与します。
4. グローバル PLUS 適用中であっても、バースデーポイントは、グローバル PLUS とは別に付与します。
5. 第 3 項により付与したポイント数は、会員専用 Web サービス「My Digital Connect」、ご利用明細書のポイント表示欄へ表示します。

第 10 条（スペシャルポイント）

1. 当社は、当社が特別企画、キャンペーン等を実施する場合、第 4 条に定める基本ポイント、第 7 条に定めるグローバル PLUS、第 8 条に定める海外加盟店利用の優遇ポイントおよび第 9 条に定めるバースデーポイントのほか特別なポイント（以下「スペシャルポイント」といいます。）を本会員に付与することがあります。
2. スペシャルポイント付与の対象となる会員、ポイント数、時期、期間等付与の条件等については、その都度当社が任意に定めるものとします。

第 11 条（ポイント交換）

1. 会員は、当社から付与された有効なポイントを三菱 UFJ ニコスが提携する事業者（以下「提携事業者」といいます。）が提供する商品、サービスまたは提携事業者の運営するポイントサービスを利用する権利等（以下総称して「商品等」といいます。）と交換（以下「ポイント交換」といいます。）することができます。
2. 会員は、ポイント交換を希望する場合は、三菱 UFJ ニコス所定の方法により三菱 UFJ ニコスあてに申込むものとします。なお、ポイント交換の申込みを三菱 UFJ ニコスが受付した後のキャンセル（取消）、商品等の変更、返品、お届け先の変更はできません。なお、家族会員（個人カードの場合）、カード使用者等（法人カードの場合）からのポイント交換の申

込みその他について、当社および三菱 UFJ ニコス(以下「当社ら」といいます。)は本会員に対して通知、確認等する義務を負わないものとします。

3. 原則として、当社は、三菱 UFJ ニコスが前項のポイント交換の申込みを受付した時点で、商品等の交換に必要なポイント数をポイント残高より減算するものとします。なお、ポイントの減算は、有効期限内かつ付与月の古いポイントより減算するものとします。
4. 第 2 項の申込みについてこれが正当なものと認められる場合に限り、ポイント交換した商品等が三菱 UFJ ニコスから会員に提供されるものとします。
5. 三菱 UFJ ニコスの都合により会員が指定した商品等の提供ができない場合、会員は三菱 UFJ ニコスの提供可能な他の商品等を指定するかまたはポイント交換を取止めるものとします。なお、ポイント交換を取止めた場合に当社が既にポイントを減算している場合の当該減算したポイントの本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によるものとします。
6. 会員は、ポイント交換の際に個人カード、法人カード、コーポレートカード、およびカード発行会社が異なる場合のポイントを合算してのポイント交換はできないものとします。
7. 会員に商品等を提供する場合のお届け先は原則として本会員があらかじめ当社に届出た日本国内の住所地に限るものとします。
8. 長期不在、転居(転居先不明)等の理由により、三菱 UFJ ニコスが会員へ最初に商品等を発送した日から 1 年を経過しても受取りがなされない場合、当該商品等は三菱 UFJ ニコスにて廃棄処理を行い、その後、再送付しないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは、返還いたしません。
9. 前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、その他の期限または期日のある商品等について、三菱 UFJ ニコスが送付したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取りがなされなかった場合、三菱 UFJ ニコスにて、当該期限または期日の翌日以降に、当該商品等は廃棄処理を行い、再送付しないものとします。なお、当該商品等と交換したことにより既に減算されたポイントは、返還いたしません。
10. 会員は、交換を希望するポイント数から換算した金額(以下「換算金額」といいます)を、ショッピング利用代金から差し引きするサービス(以下「キャッシュバック」といいます。)を、三菱 UFJ ニコス所定の方法により申込むことができます。キャッシュバックの提供は、原則として三菱 UFJ ニコスが申込みを受付した月の翌月以降の会員が約定支払日に支払うべき約定支払額から差し引きするものとします。
11. 前項の定めに関わらず、キャッシュバックの提供月に、キャッシングサービス・カードローンの利用に基づく約定支払額がある場合等当社所定の条件に該当した場合、三菱 UFJ ニコスはキャッシュバックの申込みを受付した月の翌月以降の約定支払日までに換算金額を会員の支払口座への振込みとすることができるものとします。

第 12 条(ポイント交換の条件)

1. 当社らは、会員のポイント交換にあたり、所定の審査を行い、その可否を決定するものとします。
2. 前項の審査の結果、会員が本規程または会員規約を遵守していないと当社が認めた場合には、当社らは当該会員のポイント交換を拒否または留保することができるものとします。

第 13 条（ポイントの譲渡禁止）

本会員は、自己に付与されたポイントにかかる権利を第三者に譲渡等できないものとします。

第 14 条（権利の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は本会員に付与したポイントおよびポイント交換する権利を喪失させることができるものとします。

(1) 本カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等本カードの会員資格を喪失した場合（但し、家族会員（個人カードの場合）の指定の撤回、カード使用者等（法人カードの場合）の代理権撤回等は除きます。）。
(2) 当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
(3) 本規程または会員規約に違反した場合。

第 15 条（提供済商品等の扱い）

1. 会員にポイント交換により提供した商品等は、当該ポイント交換の取消しおよび当該交換したポイント数を本会員に戻すことはできないものとします。
2. 会員がポイント交換により提供を受けた商品等がその種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合には、会員は当該商品等の提供者である提携事業者との間で解決するものとします。

第 16 条（公租公課の負担）

1. 提供された商品等に課せられる公租公課は本会員の負担とします。
2. 前項の公租公課に関する申告、納付等は本会員の責任において行うものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。

第 17 条（本サービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント数、商品等、その他の本サービスに関して生じる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第 18 条（本サービスの終了、中止、変更等）

1. 当社らは、いつでも本サービスを終了、中止または内容を変更することができるものとし、本会員はあらかじめその旨を承認するものとします。この場合、当社は終了、中止または変更する旨を、当社ウェブサイト上にて告知するか、またはその旨を本会員に通知するものとし、本サービスは、当該告知または通知にて指定する期日をもって、終了、中止または変更されるものとします。
2. 当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、本サービスの終了、中止または変更により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 本サービスの内容は、日本国の法令等のもとに規制されることがあります。

第 19 条（本規程の変更）

当社は、以下の各号のいずれかの事由に対応するためその他の必要があるときには、 民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規程を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を、当社ウェブサイトに公表する方法その他の相当な方法によって本会員に周知することにより、本規程を変更することができるものとします。

(1) 社会情勢または経済状況の変動
(2) 法令、自主規制機関の規則または国際ブランドのルールの変更
(3) 当社の業務またはシステムの変更

（2025 年 12 月 9 日改定）